

## 令和6年第2回定例会（第2号）

令和6年6月4日（火曜日）午前10時00分開議

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 一般質問  
日程第 3 議案第17号 七飯町水道事業給水条例の一部改正について  
日程第 4 議案第25号 七飯町まちづくり推進条例の一部改正について

### ○出席議員（14名）

議長	14番	木下 敏	副議長	13番	川村 主税
	1番	澤出 明宏		2番	神崎 和枝
	3番	江口 勝幸		4番	青山 金助
	5番	川上 弘一		6番	佐々木 陵二
	7番	田村 敏郎		8番	稲垣 明美
	9番	中川 友規		10番	平松 俊一
	11番	上野 武彦		12番	池田 誠悦

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉原 太

### ○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	工藤 稔	統括監兼財政課長	青山 栄久雄
統括監兼都市住宅課長	川島 篤実	総務課長	中村 雄司
情報防災課長	庭田 昌輝	政策推進課長	笠原 泰之
税務課長	佐藤 恵美子	会計課長	佐々木 宏美
住民課長	福川 晃也	環境生活課長	村山 徳收
福祉課長	谷口 真樹	子育て支援課長	川崎 恵子
健康推進課長	竹内 圭介	商工労働観光課長	岩上 剛
農林水産課長	村上 宏樹	土木課長	松本 博和
上下水道課長	池田 晃		

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與田 敏樹

### ○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	倍 楼 司	教育総務課長	磯 場 嘉 和
学校教育課長	柴 田 憲	生涯教育課長	花 卷 亘

学校給食センター長 福永 崇弘

スポーツ振興課長 高橋 雅貴

---

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局 長 赤石 旭

---

○本会議の書記

事務局 長 広部 美幸 書記 山本 翔大  
書記 伊東 宏樹

---

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

2番 神崎 和枝

3番 江口 勝幸

午前10時00分 開議

---

開 議 宣 告

---

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第2回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

---

日程第1

会議録署名議員の指名

---

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

2番 神 崎 和 枝 議員

3番 江 口 勝 幸 議員

以上2議員を指名いたします。

---

日程第2

一般質問

---

○議長（木下 敏） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） それでは、通告に従いまして、2問質問していきたいと思えます。

まず、一つ目でございますけれども、健康アプリの導入について。

令和6年度七飯町施政方針に「健康アプリの導入を目的とし」とあるが、次の点について伺いたい。

- 1、健康アプリの具体的な内容について。
- 2、実証実験と本格運用について。
- 3、経費負担について。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介） それでは、順次お答えをまいります。

1点目の健康アプリの具体的な内容についてで

ございますが、現在活用を予定しているアプリは、スマートフォンで利用するアプリケーションを予定しております。

機能としましては、スマホを持ち歩くだけで、歩数、距離、消費カロリーを記録してくれる歩数計のような機能のほか、ランニング機能では、ランニング時にタイムやペースを測ったり、GPS機能を使い、マップに走った経路を記録する機能もついております。

さらに、自分でスマホへデータ入力をする必要がありますが、体重や血圧、血糖値、体温などを管理できる健康管理機能のほか、ヨガやストレッチなどのエクササイズ、そのほかラジオ体操などの多数の動画の視聴が可能で、さらに、近くの医療機関を検索するといったこともできるなど、様々な機能を持っております。

また、現在検討している最中でございますが、9月から10月あたりに、おおむね20日間程度の期間でウォークラリーイベントを開催したいと考えておりますが、これらのイベント開催中の参加者の歩数集計、ランキングづけといった機能もついているアプリとなっております。

2点目の実証実験と本格運用についてでございますが、まず、今年度は実証実験としてウォークラリーイベントを開催し、参加者に対してアンケート調査を行い、その結果等を踏まえ、次年度以降、本格運用をするかどうかを検討してまいりたいと思っております。

3点目の費用負担についてでございますが、今回活用するアプリは無料のアプリとなっておりますので、利用料などはかかりませんが、Wi-Fiなどが通っていない場所でアプリを開く場合については通信料がかかる場合もございます。

なお、今年度、町が実証実験として行うウォークラリーイベントの機能を利用するには、別途、町からアプリの運業者へ委託料を払う必要がありますが、こちらにつきましては、今年度の当初予算に計上済みとなっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 結構、健康アプリの中には様々な、歩数、ランニング、GPSデータを入れ

るようになるなど、いろいろ健康に関する町民の関心事項である項目が入っておりますけれども、これらが、今の話でありますと、無料で使用できるというようなことと。

もう一つには、本格運用については、今年度9月から10月ぐらいにはイベント、ウォークラリーだと思っておりますけれども、それをしながら、来年度、本格というのですか、そういうものにつなげていきたいというような説明でございましたけれども。

ここで、一つお聞きしたいのは、この部分は大体分かるのですが、ポイントを付与するという項目も施政方針の中にはうたっておりますけれども、こういうものについて、ポイント付与をどういうふうな形で連動していくのか、そこら辺の説明も併せてお願いしたいと思っております。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介） それでは、健康ポイントの付与でございますけれども、今年度、実証実験として今回行う部分については、こちらの健康ポイントの付与というのは今回はありません。今回は、そのウォークラリーのイベントを通してのアプリの活用ということで予定をしております。

こちらの健康ポイントの付与につきましては、本格運用時になると、こちらの健康ポイントの付与も含めて検討する必要があると思っております。今おっしゃったですね、健康ポイントというのは、本格運用する場合に、例えば町民が様々な健康活動を行う場合に、それぞれの場合に応じて付与するというようなことで、例えば、歩いた歩数に応じたりですとか、アプリを開いたら何ポイントですとか、自分の体重を記録したり、ウォークラリーに参加するだとか、そのほか健康診断だったり、人間ドックを受診した際にとかっていう、様々な場合に応じたポイント付与というのが、運用の場合は考えられると思っておりますが、こういった健康ポイントを付与するというような運用する場合には、やはりそれなりの委託料も当然かかってきます。本格運用で導入するとすると、初期導入時に数百万円のお金がかかりますし、聞いているところでいうと、今のアプリの部分で大体700

万円くらい。ほかのメーカー様々ありますので、金額はばらばらですけれども、このような形で導入時にかかるということと。

毎年アプリを使うとなると、毎年、アプリの利用料で500万円とか600万円といった金額がかかるというような部分になりますので、こちらの健康ポイントの部分については、本格運用をする際のポイントというのですか、機能として必要なものなのかどうかということとをこれから、今年は参加者に、こちらの健康アプリの利用の部分でいろいろとアンケート調査をした上で、そういった健康ポイントの付与も必要なかというところをこれから判断したいということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 今、健康ポイントの関係でございましてけれども、施政方針にうたった以上は、率直に言って、お金がかかりますからやめるといふわけにはいかないのではないか、いかに町民の希望と行政の対応の接点の中で、どういうふうな付与していくのかという。

今までの福祉関連のポイントであれば、ポイントがたまると、例えばアップル温泉の券に代えるとか、いろいろな考え方があろうかと思うのですけれども、この場合、アプリを通すという話であれば、いろいろな委託業者先のポイントというようなことになろうかと思うのですけれども、今の段階ではそこら辺はどういうふうな方法で、身近なものに代えるのか、あるいはそういう業者を通した中でポイントの還元という方向に進むのか、今の段階での考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介） 健康ポイントを使って、町民に対しての還元の部分でございましてけれども、先ほども申し上げましたとおり、今回の運用の部分では、健康ポイントをためて、還元というところではなくて、ウォークラリーイベントを通して、町民に対して、アプリを使った上で健康の意識づけをしていただきたいと思います。

アプリを、健康ポイントを還元する場合、こち

らは考えられるものとしてというか、大体一般的な健康アプリの還元の仕方ですと、さっき田村議員がおっしゃったとおり、ポイントがたまった場合に、例えばアップル温泉の利用券ですとか、そういった景品を還元する場合もございませぬし、また、ポイントをデジタルポイントとして、デジタルギフトとして還元するといったケースもございませぬ。

今回のウォークラリーイベントの際には、健康ポイントというよりは、期間中にウォークラリーイベントで歩いていただいて、アプリに参加していただく、そして、さらにアンケートに答えていただいた方に、景品等は、こちらのほうから抽選でお配りしたいと考えております。

その際には、健康ポイントというところではなくて、アプリで実際にウォークラリー期間中に歩いていただいて、歩数を伸ばしていただく、またアンケートに答えていただくといったことを条件として、景品を皆さんにお配りしたいと考えていますので、健康ポイントというところでは違いますが、町のほうでは、今回行うものとしてはそのように考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 今年の実証実験というように取り組むわけですけれども、ウォークラリー、これが恐らく健康部分では大きな、七飯町は以前にもこういうものをやったり、いろいろ取り組んできましたけれども、本格的な実施になれば、これは春、秋だとか、年1回だとか、そういうような考え方をお持ちなのかどうか、年間どのくらい取り組む予定なのか、まずそこが一つ。

もう一つには、今回こういうような健康アプリを使いながら、町民の健康増進を効果的にやっていくのだという考え方で、町は考え方としては、運営というのか、委託業者に頼むかも分かりませんが、町はそういうような手助けをして、そして町民の参加によって、ウォークラリーに参加することによって、評価というのですか、どういったような効果があるか、1回ではなかなか評価は難しいかもしれませんが、取組としてどうだったのか。

これは当然参加者のアンケート、こういったようなものを実施しながら、参考にしながらですけれども、これは基本的にスマホアプリという考え方ですけれども、これについては、参加した町民が知るだけなのか、あるいは町サイドに情報も入りながら、健康増進のコメントをつけて町民に返していくとか、そういうような町民と行政とのやり取りの中で、健康増進に向けた効果というのですか、そういったようなものを高めていこうとしているのか。参加した町民がある程度、自分なりにこれだけできたと、この次はもっと頑張りたいというだけなのか、町がアドバイスというか、そういうものを添えながら参加した町民に返していくのか、そこら辺の考え方というのはどうなんでしょうか。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介） それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、ウォークラリーの本格運用した場合の回数ということでございますけれども、実際にまだ本格運用も細かく想定を考えているわけではございませんので、回数というのはちょっと、何回というのは申し上げられないのですけれども、大体おおむね、期間も自由に設定できますし、回数も自由に設定できるのですけれども、どちらかというと、ウォークラリーイベント自体は年1回でいいのかなと担当としては思っております。

逆に毎日歩いていただく歩数によって、本格運用した場合に、あるいった歩数に対して、何歩歩くと例えば何ポイントですとか、逆に、そういうポイント付与というほうが多分想定されると思いますので。イベント自体は毎月行うとかではなくて、年1回とか、そのような形のものとして想定されると思います。

あと、実際にこのアプリを使って、アンケートを取ったりとかして、町民の評価を得ると。さらに、参加している町民に対してコメントをつけていろいろ返すかというところだと思うのですけれども、今回、ウォークラリーに参加している間に、期間中、大体ゴールは何万歩というところで今回設定をします。20日間の期間で、毎日歩いた歩数で、ゴールに行くかどうかというよ

うなところを、アプリをダウンロードして使っている参加者につきましては、大体毎日の歩数がカウントされますので、大体何歩ぐらい歩いたかというのは分かります。期間中の歩数が目標歩数に達すると、ゴールに達成しましたというような形で、大体自分が何歩ぐらい歩いている、期間中に、その日、その日ごとで何歩ぐらい歩いているというのは確認はできます。

その部分の歩いている歩数に関しては、逐一、町のほうが確認できるということはなかなかないということで、大体期間中に終わってから、期間中に何歩ぐらい歩いたかというのは町のほうでは確認できます。

参加した方に対してコメントをつけるかというところなのですけれども、実際に終わったらアンケートを取ります。そこの中のコメントの中で、いろいろコメントをいただくというようなところになると思うのですけれども、ただ、そこに対して、利用者に対して、コメントに対して、町から何か返せるかというのは、ちょっと申し訳ないですけれども、今の時点で、アプリの詳細、私もそこまで把握しておりませんので、できるかどうか分かりませんが、可能であれば、そういったものの指導も、できればアドバイスできればいいかと思うのですけれども、参加者の人数がなかなかまだ想定されていない中で、そこまでできるかどうか分かりませんが、できるだけ、アプリを使った町民に対して、健康にさらに意識づけしてもらおうというような部分は考えたいと思います。

ただ、アプリを使って直接コメントを返せるかというのは、申し訳ございませんが、今のところでは確認できていないので、答弁できないということで、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 今の関係で、確認できないので、ぜひその部分についてはコメントを返せるようなシステムにさせていただかないと、ただ何歩歩いた、何歩歩いた、あるいは、こうしたあしたというだけではなくて、やはりそういうコメントなりアドバイスなりがあって初めて、健康を維

持に向けた町民の思いというのが湧いてくるのではないかと思いますので、ぜひそこら辺もひっくるめて対応できるようなシステムと。

それから、ゲーム感覚で、ただ歩くとなると、やみくもに歩くのか、いろいろやはり無理して歩いてしまって、かえって健康を害するような状況にもなりますし、それにさらにポイントが加わるということになると、徹夜してでも歩くという、昔の夜間歩行みたいな、そんなことにもなりかねないと思いますので、ぜひそこら辺は、楽しくゲーム感覚で健康増進ができるような、ウォークラリーだけではなくて、いろいろな形でのイベントといいますか、参加できるような体制をつくっていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介） 今、アプリを使う上でゲーム性を持たせてほしいというところでございますけれども、今回利用するアプリのウォークラリーなのですけれども、今想定しておりますのが、北海道を、歩いた歩数でどのくらい回ったかというようなところを見立てて、今回、期間中の平均歩数、大体6,000歩くらいを目安にして、期間中歩くと、大体宗谷岬くらいまで行きますので、今回、北海道一周まではいかないのですけれども、宗谷岬くらいまで歩くのをゴール地点に設定をして、アプリを使う方は、歩き始めてから地点地点で、歩いていくと、それこそ弁慶岬のところまで来たですとか、石狩を通り過ぎたとかというような形で、途中途中のところ自分までどこまで歩いたかというのは見えるようなアプリになっています。

そういった部分で、自分でモチベーションを保ちながら、自分の歩数を見て、ゴール地点まであとどのくらいだというようなことで、アプリを楽しみながら利用していただけるのではないかと思いますので、今言ったゲーム性ということであると、今回使うアプリはそんなような形になっていますので、楽しんでいただけるかと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） ちょっと懸念するのは、ス

マホアプリの対応ということなのですけれども、スマホがなければなかなか参加しづらいと思うのですけれども、そこら辺の考え方というか、対策は何かお持ちでしょうか。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介） 今、田村議員がおっしゃったとおり、今回の健康アプリにつきましては、スマートフォンを利用したアプリとなりますので、スマートフォンがなければ利用できないというところがございます。

何かほかに策があるのかというところなのですが、そこについては、大変申し訳ございません。スマホを持っている方だけという形になりますけれども、まずは今年、実証実験ということで、まずは参加できる方に参加をお願いしたいというところを考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） あと1点ですけれども、健康アプリという形で今回、施政方針に載っていますけれども、私はそれを読んだときには、健康アプリコールヘルスケアのアプリ、それとメンタルケアのアプリ、七飯町はゲートキーパー、自殺対策にも取り組んでおられるということでありまして、やはり今、課長が説明したようなヘルスケアと、さらには鬱病対策みたいな、自殺対策といったようなものを、範囲を広げて、二本立てというのがある程度出来上がって、私は、町民の健康アプリになるのではないかと思います。

そういう意味では、町長にちょっと伺いたいのですけれども、まだまだメンタルケアのアプリというのは浸透はしていないのですけれども、将来的には、町民の健康ということを考えると、ヘルスとメンタル、この両立をアプリの中で健康増進を図っていくということで、メンタルケアのアプリに対する取組、こういったようなものを考えておられるかどうか、そこら辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今の御質問の部分で、今回、町のほうで予定している実証実験ですけれども、健康アプリに関しましては、今現在、準備を

しているところがございます、その部分に関しましては、御意見を含めた部分で進めていきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、このアプリは、単なるウォークラリーのアプリではなくて、そもそも議員の皆さんからもそういう御意見もあって、七飯町の健康アプリをつくりたい中から、今回、実証実験をするものでございまして、その中には、やはりふだんから運動をして、健康に意識を持ってもらうということと。

併せてヘルスケアとメンタルケアという部分も、自分で例えばアプリで自己管理をしながら、御相談をいつでも保健センターで受けられるという形も連動するようなことを考えて、このアプリの導入を今後も考えていきたいと思っております。

今現在、一般の健康アプリの部分では、様々なアプリがありますけれども、やはり田村議員がおっしゃるとおり、そういうメンタルケアも、質問しながら、それに答えると、どういう状況かということを経験として、そういう機能のあるアプリもございまして、そういう部分を含めてのアプリの部分、それから1年中通して、本格運用に関して、やはりふだんの生活から、1年中通して自分の健康の管理をしていただきたいということと。

このアプリを使ってもらうためには、そういうイベント的なものもやりながら、そこに参加していただけるような周知徹底というものも大事だと思いますので、その部分も含めて、今、御質問のあった、御意見のあった部分をこちらのほうでも検討させていただきながら、町民の健康アプリという総合的な部分で、やれるところまでになるかと思っておりますけれども、そういう考え方で進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

貴重な御意見ありがとうございました。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 2問目に参ります。

2問目、ICT情報通信技術を活用した教育の推進について。

令和6年度七飯町教育行政方針に、ICTを活用した教育の促進についてうたわれているが、次

の点について伺いたい。

1、GIGAスクール構想の学習端末による具体的な学習内容及び学習成果の利活用について。

2、学習端末により得た児童生徒の個人情報の利用目的を定め、保護者にも周知しているのか。

3、学習端末の管理等の委託業者との利用規約内容について。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） 1点目でございますが、先日、同僚議員からの御質問にも答弁してございますが、学習内容としましては、AIドリルなどのほか、ツールの利用もされているところでございます。

ICTを活用した教育は、AIドリルなど、児童生徒の学習進度や到達度に応じて柔軟に学習ができ、また、重点的な指導が可能になる個別最適な学びと、学習発表など自らの学習成果を活用して、他の子どもと共同しながら学ぶ共同的な学びの実現によって、今までの教育では伸ばしにくかった資質・能力の育成や知識の習得について、適用がしづらかった一部の児童生徒に対する効果など、多様な子供たちを誰一人取り残さない教育につながっていると考えております。

2点目でございますが、教育委員会では学習用端末に係る個人情報の利用目的を現時点で定めておりません。ただし、意図を持ったデータ収集などを行っていなくても、取り扱う個人情報やその利用目的について具体的に定めることが必要であると判明したことから、学習用端末等における教育データの利活用につきましては、今後速やかに利用目的を定め、明示していきたいと考えております。

3点目でございますが、GIGAスクール運営支援センター整備事業として、学習用端末に対する相談業務や保守などを民間事業者へ委託しております。委託業務においては、教育委員会として、個人情報やデータの収集は指示しておらず、また委託者に対しても契約に当たり、業務を遂行する上で知り得た情報、資料、秘密、個人情報等について、契約終了後も含めて、第三者に漏らすことのないよう求めております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 教育行政方針のこの部分についてですけれども、基本的には、ICT教育推進委員会を中心に対応しますという表現だと思うのですが、この委員会というのはどういう構成で、役割というのはどういったようなことをなさっているのか、そこら辺をまずお願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） 七飯町ICT教育推進委員会でございますけれども、こちらは、本町における学校ICT教育を統一的に推進するために必要な調査及び研修会等を行うため設置したものでございます。

委員会の構成でございますけれども、まず、町立学校長の代表1名、町立学校教頭の代表1名、各学校に主幹教諭が配置されておりますけれども、主幹教諭。あとは、学校の情報教育の担当教諭もしくは教務主任ほか、情報教育有識者若干名と、教育委員会の学校教育指導主事、そのほか、事務局として教育委員会学校教育係が参加している委員会でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） これについては、全体で何名くらいで、それからどのぐらいの、月1回とか、あるいは学期に1回とか、あるいは何かがあったときに開くとか、そこら辺の年間を通じた活動状況について教えていただきたいと思えます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） こちらの委員会には、当初より、ICT教育スタートしたときに設置されたものでございまして、当時、複数回会議等を行ってございました。人数は、現在、教育委員会の事務局を除いて19名で構成されております。

今の委員会の活動状況ですけれども、近年は、ほぼ学校現場のほうにタブレット、学習端末等の活用が進んでいることから、今現在は年1回程度開催しているところでございます。

以上でございます。



○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） そうすると、タブレットを使った教育というのは、各学校に任せているということだと思えるのです。小学校、中学校それぞれ、学校の考え方で授業に学習端末を生かした授業を行っているという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） こちらの、まず、七飯町の各学校で行われているICT教育は、例えばアプリの導入等もございました。そういったことで、各町立学校の意思統一を図って、七飯町の子供たちが、学校によって差が出るようなことのないように、なるべく共通化を図って、ICT教育を進めていこうという形で進めております。

その中で、やっぱり各学校で先生ごとの取組方や活用方法が異なっていくので、そういったことをこの会議の中で、いろいろ問題点ですとか情報を出して、そういったことで共有化を図って、よりいいものは取り入れていこうということで、各学校に全部任せ切りということではありません。各学校の特色を生かしながら、こういった会議を持つことで、意識の共有を図って、いいところは伸ばしていこうという考えで進めてまいります。

今、七飯町におけるICT教育の姿というのも、令和5年度、昨年度ですけれども、情報活用能力系統表ということで示させていただきました。こちらは、小学校及び中学校の学習指導要領にのっとって、情報活用能力、これは世の中の様々な事案や情報を結びつきとして捉えて、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成していくために必要な資質・能力という、ちょっと長い言葉なんですけれども、こちらを系統立てたもので成っております、こちらを低学年、中学年、高学年、中学校に分けて、それぞれA、B、C——A、知識及び技能、B、思考力、判断力、表現力と、C、学びに向かう力、人間性等として考えるための技法を示して、各学校の方に提案しております。

こういったものを統一した教育委員会の考え方

を示すことによって、各学校が、それに自校の様々な特色を加えて、ICT教育を推進していくという形になっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） それで、昨日、同僚議員の質問の中にもありまして、答弁の中にもありましたけれども、捉え方が違っていたら言っていたいたいのですけれども、小学校6年までは小学校で、中学は3年間。そうすると、子供1人、児童が6年間使って、中学、生徒になったときには、また別な学習端末を使うのか、1年生から中学卒業するまで同じ学習端末を使っていくのか。そこら辺の学習端末の利活用というのですか、使い方、当然中学校に入ったり、小学校からいろいろあれすると思うのですけれども、1人の子供に対する1個の学習端末がどのような流れの中で、小学校で切れてしまうのか、あるいは中学校まで、小学校1年に入ったらずっと使われていくのか、そこら辺の学習端末の使われ方について教えていただきたいのですけれども。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

10時50分、再開します。

午前10時39分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

田村敏郎議員の質問に対する答弁より入ります。

学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） まず、貴重な時間をいただき大変申し訳ございませんでした。

それでは、お答えいたします。

昨日、同僚議員からの質問で、中学校3年生が卒業したとき、その端末はどうなるのかというお話がありましたけれども、私の方で、新1年生が使用するというお話、答弁をさせていただきました。

細かく御説明いたしますと、今、田村議員の再質問にもございましたとおり、中学校3年生を卒

業した端末は新1年生、中学校1年生が新しく使うような形になります。同時に、小学校6年生が卒業したときには、その中のデータを初期化して、新小学校1年生が使うという形になりまして、中学校は中学校の中での活用で、小学校は小学校の中での端末活用という形になってございます。

再質問の中でありましたデータなのですけれども、基本的に端末自体は小学校6年間、中学校3年間、義務教育学校は9年間使いますけれども、例えばその中でいろいろつくったものですか、撮影した画像ですとか、そういったものは端末の方に残ります。

例えば、共有フォルダというものもあります。そこに保存したのも小学校の間は使うことができます。ただ、こちらのほうは、小学校を卒業するときには全て消えるような、アカウントというのですけれども、小学校のアカウントと中学校のアカウントは異なりますので、中学校に移ったときは、新たに新端末となりますので、そこで新たにまた自分の新しい端末を使っていくこととなりますので、特段、小学校と中学校間でのデータのやり取りというのは今のところ発生していないということでお答えします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 分かりました。小学校は小学校で1年から6年。そして6年、卒業したら端末はまた新たな新1年生にという循環をする。中学も同じ考え方で3年間でやっていくということになりますと、それぞれ、6年生が終わると消すといいますか、消去する。そして中学に行ったら、3年からおりてきたものをまた新たに使う。

こういう中で、今のところは小学校から中学校まで一貫した個人情報というのですか、そこを受け継いではいけないという、個人が、小学校6年で、中学校へ行ったときには、今まで蓄積した情報というのが、個人は持っていけないという考え方でいいかどうか、まず1点目。

それから、子供たちのテストだとか、いろいろなものが端末の中に入っているわけです、いろいろ個人の集積した情報が、これらは消えるという

ことですからいいのですけれども、ただ、その間の取扱いというのですか、例えばテストなんかします、端末を使ったテストで、その端末の中に点数が出たり、それが例えば集積されたり、共有フォルダを使うとほかとの比較だとか、いろいろできると思うのですけれども、要するに個人の学習端末のその集積されたものが6年で消える、中学3年で消えるのは分かるのですけれども、それと一方で、さっき言ったように、連動していかないのか、せっかく小学校1年生から、3年生まで個人の学習したものが集積されて、本来であれば、私は、教育的には一番理想ではないかと思うのですけれども、なかなか今の段階ではそうはいかないという考え方ですけれども、将来的には、連動してずっと行くことができるのかできないのか、あるいはそういう方向に向かいつつあるのかということもまず1点、聞きたいと思っておりますけれども。

それからもう一つ、それに関連して、その間に漏えい、漏えいということもないと思うのですけれども、例えば履歴が出てきます、いろいろなものが。そういうものが他人の目に、他人と言えはおかしいですけれども、触れることが可能だと僕は思うのです。そういったようなものについても勝手に見られるということが可能なのかどうか。

そういうものと、もう一つには、先ほどもいろいろ出てきましたけれども、学習発表もそうですけれども、学習だとか進度だとか、そういうものもいろいろ端末の中に入ってしまうと、私から言わせれば、漏えいの可能性があるのかどうか、そこら辺が、一番心配するのは、本人もそうですけれども、それ以上に、私は保護者ではないかと思うのです。

通常の学習であればいいのですけれども、特に進度だとか、あるいはいろいろな道徳に対する考え方の作文であるとか、特に心の状態なんか漏れはしないか。学習の態度だとかというものが、学校の先生からアドバイスか何かが端末に入って、こうしたほうがいいのか、これはこうだからとか、そういうものも全部見られる可能性があるのではないか。そこら辺の対応策というのですか、そういうものがどういうふうになっているの

か、そこら辺もあれですけれども。

特に、不登校、引きこもり、そういう人にも私は学習端末を渡していると思うのです。ですから、七飯町の児童生徒、対象者には全部学習端末が渡っているということになれば、なおさらいろいろな問題というか、先ほどの話であれば、父兄に対してどうのこうのという話になれば、個人情報の利用目的を定めているのかいないのか分からないです。保護者にも周知しているのか、定めていないと先ほど聞いたのですけれども、必要だから定めなければ駄目なのだという話で、そうすると今の段階では漏れていると言えおかしいのですけれども、極端な話をすると、御自由にどうぞみたいな感じの状態ではないかと思うのです。

そこら辺について、早急にやりたいというのは分かるのですけれども、今まで何年かたって、こういう構想の中の教育というのはたっていますけれども、その間、そういう意識がなかったのかどうか、その対策というのをどういうふうに捉えていたか。

この中で私ちょっと調べたのは、七飯町情報公開条例の施行に関する七飯町教育委員会規則、平成12年4月1日の施行ではこういうことを言っているのです。私これ何で言っているのかというと、教育委員会が管理する児童生徒の個人情報など、どのように管理を実際しているのか、ここが一番、私は今大事な時期ではないかと思うのです。何か規則なんかに基づいているのかどうか。

先ほど言ったような教育委員会規則では、七飯町情報公開条例施行規則（平成12年規則）第4号の規定の例による。町の条例の例による。それで果たしてこういう児童生徒の個人情報が教育委員会として十分に保護できる。足りないと思うから定めたり、保護者にきちっとした形で明示したりという先ほどの答弁だとは思っているのですけれども、当時、平成12年ではそういったような考え方で。例によるからいいのだとは言っていないのですけれども、例によるからという、そこで止まっている。

ただ、今の時代の流れは非常に厳しくて、やはり教育委員会の責任というのはかなり重くはなってきたらいます、今までとは違って。前は、

ペーパーのときはさほど私も気にしてないと言えおかしいのですけれども、気にはならなかったのですけれども、今こういうような、拡散するとかいろいろなことが新聞、テレビで話題になっている中では、しっかりとした、特に子供、児童生徒の個人情報を特に集積しているという、ここが大きな課題になっているのではないかと思うのです。

ですから、先ほど言ったことと、今の教育委員会の、児童生徒の個人情報を守るという意味で、どういったような考え方をお持ちなのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、順次お答えしてまいります。

まず、データを持っていけるか、いけないかということにつきましては、技術的なこととお話をしますと、データですので、それを移動させるということは物理的にはできます。ただ、全校生徒の、約2,000人近いデータを1回抜き出して、別の端末に移管するという作業が発生しますので、今現在、七飯町としてはデータの移管はやっておりません。あくまでも小学校は小学校の中で端末をほかの学校に持っていったりとか、そういったことはしないように、学校の中での端末の移動ということで、技術的にはできるのですけれども、実際にそれをやるかということでは、なかなか現実的に難しい面が、時間等もございまして、やっていないということで、御理解をいただきたいと思っております。

テスト情報とかデータとかは漏れいしないのかということですが、テスト情報ですとか、端末を使っていくと自動的に端末の中に保存されていくと思われま。思われますというのは、アプリケーションによってどのように保存されていくのかというのは、いろいろなアプリがありますのであれなのですけれども、基本的には端末の中に残るか、もしくはクラウド、グーグル社のサーバーに残るか、どちらかの形になります。

こちらにつきましては、基本的には教員も含めて、パスワードで管理しておりますので、そういったことで、パスワードによってセキュリ

ティーを担保しているというような形となっております。現在、いわゆる外部からの侵入ですとかといったことで、パスワードが出たとか、中身をのぞかれたという事例は発生しておりません。

また、ほかの市、町の情報でも、特に情報漏えいが疑われる事例というのは、特段私どもの耳には入っていないところでございます。

今、個人情報、定めていないということですがけれども、こちらについては、従来より七飯町のほうでは、個人情報のほうは外に出しておりません。端末の中に集まるデータとか、個人的な履歴とかといったデータも、私どものほうで特に収集しておりません。

定めなければいけないという、一番最初の答弁で私が申ししたのは、個人情報保護法が、令和5年4月1日施行の改正個人情報保護法によって、こちらのほうで、今までどおり、私どもは従来よりデータのほうは外に出さない、ほかの活用はしないということで扱ってございましたけれども、さらに、利用目的を特定して、それを本人、この場合、子供のほうに示さなければいけないというような改正個人情報保護法が施行されました。それで、私ども通知いただいておりますけれども、教育データを利活用する場合ということでいただいております。

ただ、私どもは認識としては、教育データを、例えばいただいたデータを解析のためにほかの業者に渡したり、もしくは保守を行っている業者のほうで解析したりとか、そういったことはしていないので、私どもは、特にそういった個人情報は、児童生徒の個人情報はそういう形で使っていないということで、そういったことで対応しなくても大丈夫だと認識しておりましたが。

ただ、タブレットにつきましては、例えば先ほどお話ししたように、例えばインターネットを見ると、どこのホームページを見たという履歴が残ったりします。また、先ほど言ったテスト、ドリルの結果とかは残ります。これを児童本人が知らない、説明を受けないままに、タブレットの中にたまっていくということが、個人情報保護法上望ましくないということで、端末に教育用データが残りますけれども、それは悪用とかはしませ

ん、学習とか進捗とかということに使用することなどをちゃんと示さなければいけないというようなことが判明いたしましたので、ただタブレットを使うだけでも、そういったことを示さなければいけないということが判明したので、利用目的を定めていきたいという形で答弁をさせていただいたところでございます。

今のお話の下に、平成12年から法律のほうかというお話もございましたけれども、改正個人情報保護法のとときに、七飯町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則も廃止しております。理由は、七飯町のほうで、七飯町個人情報保護法施行条例が可決されておりますけれども、そちらの中に教育委員会の内容も含むということで、教育委員会独自の個人情報保護のルールは、この時点でなくなっております。

ただ、先ほどの繰り返しになりますけれども、タブレットを使うだけでも個人情報が自動的に集まってしまうということから、タブレットに関しては、こういう形で個人情報が集まりますよというお話を児童生徒にしていかなければならないということで、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 町の条例の中にかというか、町の条例で対応していくということ、教育委員会の規則といったようなものをなくしたというか、一本化したということだと思っておりますけれども、基本的に、町の条例で対応が可能なのかどうか、私が聞きたいのは。

というのは、なぜかという、町の条例というのは、町民ですから、児童生徒から皆入ると思うのですが、私は児童生徒あるいは乳幼児、福祉関係の人方、特性がある個人情報をそれぞれお持ちではないかと思うのです。それを特定しないで、町民一本で、くくりの中で本当に対応できるのかどうか。特に、こういうG I G A構想の中で端末学習を展開している中で、果たして、今の町条例の部分の中で、一本化した中で、本当に個人情報を守り切れるのかどうか、ここら辺の見解をまずお聞きしたいと思います。

それから、二つ目は、先ほど説明ありましたけれども、学習成果の解析です。これは業者に出していませんということは、裏返せば学校の先生が自ら解析をしてという話なのか、あるいは、こういうことを言えば失礼かもしれませんが、集めたデータは外に出していませんというだけの話なのか。そうであれば教育的に私はかなり問題あるのではないかと思うのです。

したがって、せっかく集めたデータをどう解析して、その子にどう反映させて、どう能力を伸ばしていくかというのは、これは大きな教育の目標です。そういうことを考えると、その解析をしているかどうか、あるいは内部の先生だけでやっているかどうか、そこら辺のお話をしていただきたいと思います。

それからもう1点、気になるのは、この間、新聞に出ていましたけれども、協定を結ばれました。そういう中では、どのようなことが書かれているかという、不登校の児童生徒の学習支援だとか、災害だとかといったようなものは当然ですけれども、それ以外にも今言ったような不登校の児童生徒の学習支援といったようなものにも幅広く対応するように、協定を結んで頑張りたいというような。そうするとなおさら、そこを疑うわけではないですけれども、なおさら個人情報が広範囲になっていく中で、どう守っていくのか、その子の個人情報を、使わないと言えばそれまでの話ですけれども、やはりそこら辺をしっかりと、どういったような形で利用、規約内容というのですか、これは、委託業者、機種なんかを点検する業者だとか、そういう人方だとか、協定を結んだ業者との個人情報の約束というのですか、こういったようなものがだんだん、私は教育委員会の範囲、いろいろ子供の可能性を求めるがゆえに、どんどん広がっていくのではないかと思うのです。そこら辺の対応策を教えてください。

そして、先ほど課長も言っていましたけれども、知らない間に情報が子供たち、集まるから、そこら辺の利用目的、そこら辺をしっかりとやっていくと。前段には定めていないし、必要だということで、具体的にいつ、そういうものを明文化して、子供たちというか、保護者が納得するよう

な段階まで、委員会がやっていくのかどうか、いつそういうものを明文化していくのか、そこら辺を教えてください。

ですから、保守点検する業者がもしあれば、そういうところとどういうふうな、先ほど説明あった改正の個人情報、これについて、発注先のパートだとか非正規職員だとか、そういう人方まで責任が及ぶと。

したがって、会社とのやり取りだけでなく、どれだけ末端の人方にも、そういう指導を業者としてやっていくのか、万が一そういう問題があった場合に、やっていくのかどうか、そこまで求めているのです、国は実際。ですから、そういう業者、あるいは協定結んだ業者と、どういったような個人情報の取扱いをしっかりと。対象は、先ほど言ったようにアルバイトであろうがパートであろうが、とにかくそれに従事した人、そういう人方にもどういったような、教育をしっかりと、万全な体制で臨んでいるのかまで求められているということを考えれば、出していないのならばいいのですけれども、しっかりとそこらへんを酌み取った上で対応しているのか。

そして、先ほど言ったように、町の個人情報の条例で本当に対応できるのかどうか、そこら辺をお知らせ願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） 順次お答えして参ります。漏れがあったら御指摘いただきたいと思えます。

まず、データを守り切れるのかということなのですけれども、こちらのほうは、情報セキュリティの部分が非常に大きくなってございます。私どもは一応、先ほどパスワードによるセキュリティ、あと学校のサーバー等も通常のセキュリティ対策をしております。それが万全かと、必ずか、100%かと言われると、世の中、今、新聞報道とかでもいろいろな情報の漏えい等の話も出ておりますけれども、今現在、私どもが取れる手段は取らせていただいているところで御理解をいただきたいと思えます。

学習の状況の解析で、学校のほうでしていないのかと、外に出していないけれども、外ではやっ

ているのではないかということですが、こちらにつきましては一切、学校のほうも私どもも特に収集はしておりません。児童生徒の端末にデータは入ったままで、それを集約したり、集めたりということは一切しておりません。

ただ、例えば、先ほど個人情報のお話にもありますけれども、これをこういうふうに使いますと、同意が得られれば出せるものですが、私どもはまず出しておりませんし、今のところ出す予定もございません。単純にデータは端末のほうに残っているという状況でございます。

あと、連携協定で、不登校等もありまして、どう守っていくのかということですが、まず、通常の学習端末の保守につきましては、町内の事業者へ委託をしているところですが、こちらのほうは、データを一切保存しておりません。いろいろトラブルの解消上、リモート等で中身を見ることはできるのですが、保存等はしておりませんので、データはあくまでも児童生徒の端末と、いわゆるグループ社の中のサーバーというか、その中にあるだけで、私どもですとか、委託業者が保管をするということにはございません。閲覧もできるだけ、しておりません。こちらのほうでは、そういうことをしないようにということをお話しております。必要最低限のときにだけ、そういった作業のときに見てしまうということはありませんけれども、こちらのほうからはそういう指示はしていないところでございます。

練成会グループの連携協定につきましては、現在、教育支援センターレインボーのほうで、学習用端末を使ってオンライン授業を視聴しているところで、児童生徒の端末を接続して、練成会グループの、いわゆる塾の講師の、先生の授業を見るという形になりまして、接続だけになりますので、こちらのほうから練成会グループにデータをお渡しするとか、そういったことはしておりません。

定めるということで、個人情報の目的を定めるということ、いつ頃かということですが、今後、まず校長会のほうにお話をさせていただいて、その中で、個人情報の目的というのが、簡単

に一言でまとめるものではなくて、各自治体が、定めていないところもあるのですが、そういったことで苦労しているところでございます。こちらの方は、他市町の状況を見ながら、七飯町の状況も加えて、どのような形で示せばいいのかというのを、まず、校長会のほうにお話させていただいて、場合によってはICT推進委員会のほうにも諮っていくことで、作業を進めさせていただきたいと思っております。

保護者の方には、先ほどより繰り返しておりますけれども、集めることが駄目ではなく、改正個人情報保護法の、集めることが駄目ではなく、ちゃんと説明をなさないと、こういう目的、例えばじめの調査のためにやるものです、成績のためにやるものです、進路のためにやるものですということを示せば、集めることは全く問題がありません。それを公表しなさいということになっております。

通常の学校活動の部分については、当然教員のほうが口頭で子供たちに示して、日々の活動を行っているところでありますけれども、タブレットにつきましては、そこが至らない部分で、集まってしまうので、そこを示さなければいけないということで、私どもで定めるという形で、個人情報の保護については一貫して、私どもは一切外に出すとか、利用しないような形で進めているところでございます。こちらの方は、七飯町全体にいろいろな個人情報がありますけれども、その中で、まず、町民の皆さんの情報とかを守られているところでございます。教育委員会の、子供たちに係るデータもその中に当然含まれるということで、その辺は七飯町全体で守っているという形になっていると思っております。

定めなければいけないというのは、あくまでもタブレットが勝手に集める部分、こちらのほうを私どものほうで、いろいろな個人情報があるので、いろいろ多岐にわたるものですから、その辺を整理して定めさせていただきたいと思っております。

最後に、契約の関係でございますけれども、最初に答弁いたしましたとおり、契約のほうで、いわゆる個人情報等は一切漏らさないようにということで、今回の個人情報保護の関係が判明したと

きも、まず私どものほうで、口頭でしっかりと事業者のほうに、個人情報の取扱いについて指導というか、確認をしております。重ねて、今後、必要な記載事項、いろいろな従業員の対応等については、契約更新時に、そういったことも踏まえて、反映させて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 分かりましたけれども、一つ、解析していない、あるいは業者と協定を結んでいるけれども、一方的に見るだけだとういうようなあれで、特段、契約を結ばなくても、教育委員会のほうでブロックしていますということだと思っておりますけれども、やはりそういうものもしっかりと明文化していく必要があるのではないかと思います。やっていないことを明文化するというのも、これはまたおかしな話かもしれませんが、やはり対象とするのは、こうこうこうだというのは一般的ですけれども、こういうことはしませんよ、できませんよということも、明文化することは私、一番大事ではないかと思うのですけれども、最後に、そこら辺、教育長、どうふうにお考えなのか、そこら辺ちょっと。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） いろいろな御指摘ありがとうございます。

データの利用というのは功罪ありまして、個人情報が増えるという罪のほうもありますけれども、一方では、それを活用することによって、昨日の同僚議員からあった、特性のある子供たちの特徴をしっかりと引き継げるというような功のほうもあります。

基本的に、個人情報となると、守るということが全面に出まして、活用のほうが消極的になりがちなのですけれども、教育に関しては、しっかりと個人情報を守りながら、その子の可能性を生かせるような活用の仕方というものをしっかりと考えていかなければいけないだろうと思っています。

その大前提として個人情報保護法があり、町の条例がありますけれども、基本的にはそれで守ら

れていますけれども、では、教育委員会として、個々の子供たちの個人情報をどう扱っていくのだということにつきましては、今日、この一般質問が出ました。全ての保護者の方々に周知される可能性もあります。そういうことを考えたときには、しっかりと今回の問題について、利用目的も含めて、保護者の同意を得られるような形で対応していきたいと思っておりますし、その時期については、速やかにやっていきたいと思っております。

校長会、それから、課長のほうから出ましたけど、ICT検討委員会、その中で、保護だけではなくて、今申し上げたように、せっかくのデータを、その子のためにどうやったら活用できるのかということも含めて検討していきたい。ただ、活用のほうについては先になると思います。とにかく子供たちの情報、データを守るということをまず最優先でやる。その中には、今の委託している業者との間の契約について、不備がないのかということも全部検証させていただきたい。

それから、練成会との連携協定の中で、不登校の子供たちが画像を見たときに、そのときに個人情報が増える可能性がないのかということも改めて検証させていただきたいと思っております。

今、御指摘いただいた内容につきましては、子供の将来にとって非常に大切なことだと思いますので、速やかに対応していきたいと思っておりますので、ぜひ、そうことで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

江口勝幸議員。

○3番（江口勝幸） それでは、通告に従い、1問質問させていただきます。

町内会自治会、子ども会の現状と加入促進について。

課題である地域の見守りや安全・安心、福祉や防災などを推進し、地域コミュニケーションの基盤をより強固にするためには、町内会、自治会、子ども会の活動が不可欠である。

まちづくりにおいて、各団体は七飯町役場にとって欠かせないパートナーとも言える存在であり、今現在、地域において、各団体の皆様がお互

いに支え合い、住みよいまちづくりを目指して御尽力いただいている。

しかしながら昨今、町内会、自治会、子ども会の加入率の減少や、役員の高齢化に伴い、後継者や担い手不足の影響によって、各団体の円滑な運営に支障を来しかねない状況となっている。近隣市町村でも人口減少が危惧されている中、七飯町も例外ではなく、特に人口の減少や転入・転出などの流動性の高さにおいて、各団体の存在意義や自治意識の低下により、今後も各団体の衰退によって町職員への負担が増え、円滑な行政サービスに支障を来す考えも踏まえ、5点伺いたい。

1、過去10年において、七飯町内で活動している町内会、自治会、子ども会への加入率の推移について。

2、役員の高齢化や担い手不足が目立っている各団体の現状について、町はどのように考えているのか。

3、街灯の維持費については町内会等の会費によって賄われているが、数年後に更新される際の更新費用についての町の考え方。

4、町内会、自治会、子ども会が存在しない、または消滅している地区の現状について、町はどのように考えているか。

5、各団体への加入促進について、町ではどのような周知を行っているか。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 政策推進課長。

**○政策推進課長（笠原泰之）** 私からは、3点目以外について答弁いたします。

過去10年の町内会の加入率の推移ですが、平成27年度83.6%、平成28年度86.4%、平成29年度85.2%、平成30年度86.8%、令和元年度86.1%、令和2年度86.1%、令和3年度84%、令和4年度83.4%、令和5年度82.8%、令和6年度82.7%となっております。

2点目でございますが、役員の高齢化に伴う担い手不足につきましては、高齢化はもとより、近年、ある程度高齢になっても現役で働いている方も多く見られ、役員として活動に専念できないことなども担い手がいない要因と捉えております。

今後、町内会や町内会連合会とも連携を図りながら、現役世代も含めた役員として町内会活動になっていただける方の確保について、役員の負担軽減策なども検討しながら努めてまいります。

4点目、5点目については一括して答弁させていただきます。

当町の町内会数については、過去10年間で、平成30年度から令和元年度にかけて、1団体の減少にとどまっております。しかし、これ以上加入率が減少し、町内会の消滅となることがないように、現在行っている転入者への総合窓口での町内会加入案内配布や、町広報、ホームページでの周知をしており、周知内容には、町内会費は町内会の各種活動のほか、ごみステーションの設置・補修にも使用されていることも御案内しているところでございます。

また、平成31年2月に、七飯町、町内会連合会、北海道宅建取引業協会函館支部と締結した、七飯町における町内会等の加入促進に関する協定に基づき、不動産事業者等より新規転入者等への住宅販売時や、アパート等の賃貸物件入居時に、町内会への加入案内を配布していただくなど、今後も継続して行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 生涯教育課長。

**○生涯教育課長（花巻 亘）** それでは、私からは子ども会の関係についてお答えしてまいります。

まず、1点目です。子ども会の加入率についてお答えしてまいります。七飯町内の子ども会は、基本的に小学生と中学生の加入者を中心に活動しておりますので、各年度、小中学生を合わせた加入率をお答えいたします。平成27年度67.2%、平成28年度69.1%、平成29年度68.2%、平成30年度68.6%、令和元年度66.3%、令和2年度60.4%、令和3年度54.7%、令和4年度51.2%、令和5年度50.2%、令和6年度49.3%でございます。

2点目でございます。子ども会については、一定の年齢の子供の保護者が担い手であるため、高齢化というよりは、担い手不足が課題であると認識してございます。子ども会活動の活発化のため



には、やはり役員の担い手を増やす必要があるため、加入率を上げることが活動の維持・活発化には必要であると考えてございます。

次に、4点目でございます。子ども会の存在しない地域については、そもそも子供の絶対数が少なく、単位子ども会としての運営自体が難しいという事情のある地域もございますが、希望するお父さんが子ども会活動に加わることができないという状況は避けなければいけないと認識してございます。

次に、5点目でございます。これまで町も子ども会と協力して、イベント等の周知は行ってきましたが、子ども会自体への加入促進の周知は行ってきていないのが現状でございます。ここ数年間、コロナ禍により子ども会としての活動を一部自粛せざるを得ない状況もあり、子ども会に加入して活動することをそもそも知らない方も多いと思われますので、七飯町地域子ども会育成連絡協議会とも協力しながら、加入に関する周知にも努めてまいりたいと思います。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 住民課長。

**○住民課長（福川晃也）** それでは、私のほうからは、3点目について御答弁をさせていただきます。

御承知のとおり、街灯につきましては、犯罪の防止、交通の安全確保など、地域の皆様の生活環境の維持向上におきまして、大きな役割を果たしている施設でございます。町がLED化事業にて導入しております街灯は、10年間のリース契約として、事業費が2億8,512万円となっております。今後の更新の際にも多額の費用を要するものと考えております。

仮に町内会等で費用負担をすとした場合、いつときに大きな経済的負担を強いることとなり、町民生活にも影響が及ぶこととなります。このことから、更新につきましては、その手法を含めて町内会等の意見、要望等を踏まえながら、引き続き協議をしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 江口勝幸議員。

**○3番（江口勝幸）** 一つずつ再質問いたします。

1の答弁で、町内会に関しては、減りがそんなにないという、子ども会に関しては67.2%から、10年間の推移で49.3%まで下がっているということ。これは、5年、10年先のことを考えると、子ども会というのは、子ども会に私は加入していた時期があるのですけれども、子ども会を経てPTAをして、PTAの中で子供たちを見守りながら進めてきた中で、町内会のほうにもつながってくるような考え方で、今、町内会のほうも全部つないで話したのですけれども、先ほど言った5年、10年先のことを考えると、今後、町の活性も下がり、町の魅力も半減してしまうのではないかと。それこそ七飯町の人口減にもつながりかねない。自治体にとって今、必要なパートナーとして活動してくれている町内会が今、存続問題も含めてですけれども、その辺が喫緊の問題となっております。

今、1番に関しては質問はないのですけれども、2番に関しての再質問は、今、担い手不足に関して、町内会、子ども会もそうですけれども、会長や副会長、また、ほかの役員の方が兼務している状況なのです、割と。それはかなり激務な状態なものですから、続けられないという方も出てきています。町内会に関しては、70から80代の方で構成されていて、やめるにやめられない状況ですけれども、今、このまま町内会、自治会は努力して人を集めるということも確かに必要なのですけれども、今、70代まで働くことができるという状況の中で、人選びというのは難しい問題なのです。

まず、会としては、今後のことで打つ手はない状態になっているというのが聞こえてきています。いろいろな会で話していると。町では、町内会、自治会等の負担軽減に関しての考えは何かないかということをまず伺いたいです。

**○議長（木下 敏）** 政策推進課長。

**○政策推進課長（笠原泰之）** 町内会役員等の負担軽減策ということだと思いますが、町内会の今現在お願いしている部分で、広報の配布等も依頼しておりますが、一部の町内会で、これも負担に

感じているところがあるということから、今後、そういうことについても検討していきたいと考えております。

また、赤十字や赤い羽根共同募金など、寄附を集めることや、民生委員等、各行政職委員の推進などについても負担を感じているという町内会もあるということを知っておりますので、これにつきましても、関係課、関係団体等とも協議していきながら、負担軽減策について考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（花巻 亘） それでは、子ども会の件でお答えをいたします。

子ども会の維持、担い手の不足についての考え方と捉えてお答えをまいります。

子ども会はなぜ存在しているのか、子ども会の目的というのは、子供が楽しく健全に成長していくための場である、それがまず子ども会の目的であると思います。であれば、子供が楽しめるコンテンツがあれば、子ども会に子供は自然と参加したくて集まってくる。子供が集まれば、それに伴って親御さんも、仕事で忙しくて面倒でも、子供の楽しい顔を見れば多分参加してくれると思うのです。問題としては、子ども会がある目的は子供が楽しんで成長するためのものなのですけれども、今、その場の提供先が子ども会以外にもたくさん存在しているのも確かでございます、スポーツ少年団であるとか、塾であるとか、クラブスポーツであるとか。

我々としてできることは、あくまで子供が中心の子ども会ですので、副次的に親御さんのつながりができて、町内会活動につながっていくという考え方は分かるのですけれども、あくまで子供が楽しむためのもの、そのコンテンツを提供する手助けだとか、実際うまくやっている子ども会もございますので、そういう事例を提供して、教えてあげるとか、実際に子ども会の活動を知らない、どうやったら入れるのだろうか、知らないという声もございますので、そういう周知を七子連と一緒に手伝っていくということができると思います。

あくまで子ども会を存続させるかどうかというのは、地域の方々の判断であると思いますので、我々としては、地域の自主性と独立性を尊重しながら、できる範囲内で御支援をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 江口勝幸議員。

○3番（江口勝幸） 子ども会というのは、子ども会、自分が子供の頃に本当にお世話になった場所で、やっぱりすごく楽しめる場所だった。子ども会を通じて仲間づくりもして、地域のコミュニケーションも上がってくる。本当にそのとおりのんです。今、少なくなっている部分は非常に寂しい部分で、それこそ新型コロナウイルスの影響でイベント等ができなくなって、そのまま何もできないような状態が続いて、今度は会がだんだん衰退していく。町内会もそうなのですけども、やはり今、七飯町が元気になってほしいとすごく思うのです。私たち子供の頃にすごく輝いて見えた大人の背中っていうのもすごく大事なのですけれども、町がだんだん暗くなっていくというのは、本当に辛い状況だと思います。

もし子ども会に関して、町内会に関して、明るい話題を持って、ほかの町から、この町いいなと思えるような策があれば、どうか出してほしいと思います。

今、そのまま3番目に行くのですけれども、3番目の答弁に対して、今、街灯の電気料金に関して、今現在、町内会で賄われている部分と、町から電気代の6割を負担してもらっているというのはとても有り難い部分ではありますが、現在、町内会員の数によって町内会費が違っているということなのです。また、町内会に加入していない方との、言葉が悪いのですけれども、不平等な格差があって、今後この辺に関して、更新予定の街灯に関してもそうですけれども、町内会の積立てが現状足りなくなるのではないかと思われる部分があるのです。そういう声が。

そこで、町には、今後、伺いたいのですけれども、電気料金の負担自体を町全体、公平にする考えはないか。数年後に更新される予定の街灯ですが、町民の負担が大きくなることを踏まえて、補

助的な考えはいつ頃出せるのかということですが、この2点をお伺いします。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

1時再開します。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

江口勝幸議員の質問に対する答弁より入ります。

住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、再質問に御答弁をさせていただきます。

御質問にありましたとおり、町内会の会員数、それから、先ほど政策推進課長のほうからも御答弁申し上げましたとおり、町内会の加入率は決して100%ではないところでありまして、御指摘にありましたとおり、加入していない人は負担がないまま不平等な形で経費を町内会等が負担しているという状況につきまして、町といたしましても認識をしているところでございます。

これらを踏まえて、今年3月の第1回定例会におきましても、同僚議員からの御質問に対しまして、こういった現状について確認をさせていただいて、引き続き街灯組合、町内会等と、それぞれの補助の在り方とか、そういったものにつきまして、経済的で合理的な手法についても含めて、引き続き検討していきたいところであります。

さらに、更新等につきまして、どのような形が適切かというところが必ず出てくるところでございます。これらをお示しするまでは、まだ、いつという御回答はできかねますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 江口勝幸議員。

○3番（江口勝幸） 今、街灯の話、今後、町内会の運営に対してもそうですし、町民の生活の中にも引っかかってくる部分なので、できるだけ早めに答え出せるようにお願いします。

あと、私ちょっと小耳に挟んだというか、聞いた話なのですけれども、町長、よろしいですか。

町長、町内会の役員の方に、今回、課長が答弁した内容とはちょっと違うのですけれども、街灯費を払う方向でいるという話を聞いたのですが、その辺の事実、確認を取りたいです。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） どのようなお話か分かりませんが、私も町内会連合会の役員の皆さんとも協議をして、意見交換しておりますけれども、できれば負担の部分、小さい町内会から大きな町内会、あるいは街灯組合というふうにして、それぞれの財務体制というのも異なるものですから、そここのところに、平等になるような、公平になるような方法での補助金といいますか、街灯料の経費の負担について、これからも協議していくということでの話はしております。それ以外のことは一切しておりません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 江口勝幸議員。

○3番（江口勝幸） 私も含めてそうなのですけれども、やはり言葉に責任というものがついて回ります。やっぱり話す言葉の内容によっては、受け取り方いろいろたくさんあります。それで、今回、言っていないような、言った覚えがないような感じになっているのですけれども、その辺、お互いですが、注意していかなければならない部分だと思います。

ここは申し訳ないです。一般質問とはちょっとずれてしまっているのですけれども、今、住民課の課長の答弁とちょっと食い違っていたものですから、その辺、自分の聞いた内容と食い違っていたものですから、そこはちょっと気になったものでございます。

今、4番の質問になりますけれども、5番の質問に移らせていただきます。

話が止まってしまったのですけれども、4番の質問に関しては、1番とかぶるところがあるので、そのままにしますけれども、今、加入促進について、町ではPRの方向でという話は出ているのですけれども、今、ホームページとかを見ない方が多いです。窓口に来る方も少ないですし、町内会が何をやっているか分からないような状況。そこは、これからイベント等とも、コロナが明け

てから始まってくると、少しずつ活気立ってくると思うんですけども、今、私が訴えたいことは、まず町が元気になるということと、活性化するという。それに追従して商業も盛んになっていきというふうになっていただければと思うのです。

そんな中で、今ほかの町で、自治会、町内会加入促進マニュアルというものがつくられているのです。加入促進マニュアルというものを、町でも、もしよければ考えていただいて、それを町内会の加入促進を促すという考え方。

あと、町が活性が落ちてしまうと、どうしても障害者や高齢者、認知症のことにしても、脆弱な町になってしまいかねないのです、町内会が衰退してしまうと。その辺も考えて、やっぱり町を元気にしたという方向で、町内会促進マニュアルとかも進めてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之） 今、町内会の加入PRに関しましては、町内会のほうに、先ほど御説明申しましたけれども、チラシをお配りしているところがございます。

町内会の加入促進マニュアルにつきましては、現在作成している自治体も、町内会と共同でほとんどが作成しているような状況でありますけれども、これにつきまして、町内会と相談しながら、もし必要だということであれば、他の自治体のものなども調査していきたいと考えておりますし、このマニュアルがあることによって、町内会の加入活動に、また逆に、本末転倒といいますか、募集しづらいというようなことにならないものを、うちのほうもちゃんと調査しながら、作成について検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

子育て支援の充実に向けて伺います。

子供たちを取り巻く環境は近年大きく変化をしています。幼児教育は、特に人間形成の基礎が培

われる重要な時期であります。昨今は、地域社会における子育て支援の施策の充実が求められており、子供たちが心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、また、全ての人が、子ども・子育て中の方々を応援するといった意識改革を進めることが必要であると考えます。

そこで、七飯町の現状や取組について質問をいたします。

1、保育ソーシャルワーカーの導入について。

養育不安や子供への虐待といった親子の問題、貧困やDV、多国籍化する家庭の問題や疾病、病気の障害、さらには保護者と保育者のコミュニケーショントラブルなど、保育に対する不安は様々であります。通常の保育園で行う保護者支援では対応し切れない場合も少なくないことから、保育ソーシャルワーカーを導入する考えはないか。

2、国は、こども未来戦略方針を踏まえ、令和5年6月の閣議決定において、こども誰でも通園制度を創設し、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できることとした。この制度に対しての町の取組はどのように考えているか。

3、第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画の成果と今後の計画は。

お願いいたします。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） それでは、答弁してまいります。

1点目、保育ソーシャルワーカーの導入についてでございますが、この保育ソーシャルワーカーというのは、民間団体が行っている認定資格で、保護者や子供が抱える課題に対して、社会福祉の観点から、特に保育の現場において相談支援を行う人のことをいいます。

相談支援の内容としましては、子供の発達に関することや、家庭の経済的困窮、虐待が疑われる状況など、保育士だけでは対応が困難な問題などが挙げられます。

町では、これまでも保育園などから寄せられる相談については、子育て支援課を中心に対応を行っており、発達の相談に関しては、年に複数回、保健師と言語聴覚士が町内の各保育施設を訪

問する保育園等巡回相談事業や、児童相談所による巡回相談を実施しており、保護者自身の悩みや疑問などについては、町の子育て支援センター及び保健センターで相談をお受けしております。

また、虐待や家庭内の問題等に関しては、保育園等が構成メンバーとなっている七飯町要保護児童対策地域協議会にて対応しているところであり、引き続き関係機関と連携しながら対応してまいります。

続いて、2点目のこども誰でも通園制度についてでございます。

こちらは、昨日の同僚議員からの御質問にもありましたが、まず、生後6か月から3歳未満の未就園児童について、就労要件を問わずに、短時間の保育が利用できる制度で、令和8年度からの本格実施に向けて、今、全国でモデル事業を行っております。

このこども誰でも通園制度については、子供の育ちの支援や保護者の負担軽減につながるものが期待されておりますが、一方では、町内保育園において、児童数がほぼ定員数に達している現状で、不定期での新規児童の受入れ、また、子供の個性や特性を十分に理解する時間が取れない中での預かり、離乳食やアレルギーの対応など、利用児童の安全・安心の確保と、それに伴う保育士の負担増といった課題があります。

町としましては、これらの課題を考慮し、支援を必要とする全ての子育て世帯へ対応できるよう、町内の保育施設との調整を図りながら、準備を進めてまいります。

続いて、3点目、第2期子ども・子育て支援事業計画の成果と、今後の計画についてでございます。

この子ども・子育て支援事業計画において実施されている事業は、子ども・子育て支援給付事業、いわゆる未就学児童の保育のほか、地域子ども・子育て支援事業として11事業、その内容としましては、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ファミリーサポートセンター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、そして放課後

児童健全育成事業があり、本年度末が計画の終期、終わりの時期となります。

現時点での成果としては、保育に関しては、待機児童が発生していないこと、その他の11事業についても計画どおりに実施しているところでございます。

今後の計画ですが、本年度中に、第3期七飯町子ども・子育て支援事業計画を策定することとしており、子育て世帯のニーズ調査の実施と、その結果検証を踏まえた計画を策定することとしております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 神崎和枝議員。

○2番(神崎和枝) たくさん答弁がありました、ちょっと書き切れなかったのですけれども。

それでは、未来を担う子供たちの幸せを願いつつ、再質問させていただきます。

子育て支援につきましては、ただいまたくさん御答弁いただきました。しっかりと支援事業を進めていただいているものと感じております。随時、再質問させていただきますが、昨日のたくさんの方々の質問のやり取りを聞いていまして、少し私の質問の趣旨を話させていただきたいと思えます。

当町は、子供たちを取り巻く環境の整備を精力的に進めていると捉えています。これまで老朽化した公民館を利用していた学童保育の整備を順次取り組んでいますし、さらに、子供の医療無料化につきましては、これもまた小学生まで、また次は中学生まで、そして高校生ということで、約10年前より、ほかの市町村から見ると早いです。いち早く18歳まで引き上げました。

そしてまた、小学校の建て替えや整備、何よりも七飯町は災害の少ない町として、若い方が移り住んでくださって、人口も社会増で安定しておりますが、やはり少子化の波がよいよ当町にも押し寄せて、徐々に人口減少になってきています。

国の統計では、一時期の出生数は270万人で、このピーク時の、現在は3分の1以下に減少している状況だということで、身近なところでは、新聞報道では、警察署がなくなるとか、振興

局というのも合併になるのではないかと、いろいろそういう報道が出てくると、徐々に、やっぱり少子化になると町自体のサービスが遅れていくということで、少子化を感じているところではないかと思っています。

全国的に、100万人の大都市が毎年一つ消滅すると。そのようなスピードで人口の減少が進んでいるということで、国の機関も危機感を感じているということで、次元の異なる少子化対策をしていかなければならないということで、経済面の支援、この後、定例会でもいろいろと子供世帯への支援というのは予算化されて、その話はまだできませんけれども、そのような状況になっているのかと思っております。

一見、日本は子育てに優しくない社会の習わしというか、これをまず見直していくことが必要ではないかということで、国民運動として取り組むことが示されています。このところもちよっと…

○議長（木下 敏） 傍聴者は、私語をお慎みください。

○2番（神崎和枝） このところは、また最後に、ちょっと大きな問題ですから、最後に町長にもお聞きしたいと。まず、最後に保留しておきたいと思っています。

今、傍聴者の方からもありましたけれども、私も長く議員をやっているものですから、少子化問題もずっと取り上げてきていて、今のように後ろから、少子化問題を取り上げると、「子供は親が責任を持って育てるものだ」という声も本当に飛んできたりしておりました。「それはもちろんです」と返しましたけれども、近年、子供を取り巻く環境が、少子化の波というか、兄弟も少なかったり、核家族化になったりとかいろいろな、また、隣近所から、アパートなんかは赤ちゃんが泣きますと「うるさい」と、隣でどんだんたたかれたり、嫌な思いをしながら、そうして育てている環境であるということで、こういうことを変えていかなければならないというようなことだと思うのです。

ですから、子育て中の方々が気兼ねなく、様々な制度やサービスをできるように応援するといった

意識改革、これが大事かなということ、町長、すみません、通告に入っていないので、最後にこの辺はお聞きしておきたいと思います。

それでは一つ目の、保育ソーシャルワーカーの導入ということで、ただいまいろいろ町としてもやってくださっているという、子育て支援センターで巡回の相談体制もしているし、保健センターでもやっていますという、いろんな関係機関との対応もされているということで、いろいろ答弁があったわけですが、やはり保護者にとっては、子育てをしていく中で、日々多くの問題を抱えて悪戦苦闘しているわけです。私から言わなくても、今、担当課長は特に感じて、頑張ってきた人ですので、十分御存知かと思いますが、毎日、家事、育児、仕事とフル回転です。子育て時期は、いつ食べたか寝たか、子供を寝かしつけているうちに自分が寝てしまっているという毎日です。その中で、経済のこと、家庭環境や障害のこと、一つ一つ解決に向けて、どのようにしていったらよいか、なかなか巡回してやってくださっていると申しますが、たくさんそういう思いを持ちながら毎日暮らして、不安な毎日を過ごしているわけです。

せんだってもショッキングなニュース報道がありました。子育てに悩んで、ノイローゼになって子供を殺害したという報道もありましたが、本当に子育てや、様々な悩み、また不安を、そういうふうなものを多く、大きな支援をしてあげてほしいなということで、この部分はあっちです、こっちですというのではなくて、全部、全て保育ソーシャルワーカーという方が一気に引き受けてくれて、道筋を示してあげるというような、専門的な分野の相談を行うということで、業務内容は多岐にわたっていくということでありますので、そういう家庭環境の複雑化とか、いろいろ保育士と保護者のトラブルだとか様々、子ども・子育てに関する相談はもちろんですけれども、そういった方々……。

○議長（木下 敏） 神崎議員、少し簡潔に質問してください。

○2番（神崎和枝） それで、そういうことの資格が必要だということになりますので、これはぜ

ひとも第3期のときにしっかりと進めていっていただきたいと思います。

それには、さっきも言ったように資格が必要ですので、早めに、第3期を迎える前に募集をかけて、そういったソーシャルワーカーのための資格を早く取っていただいて、計画ができたときに、用意ドンで出発できるような形で、まず、この部分をお願いいたします。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） まず、日々子育てをしている保護者の方々は苦勞しながら子供を育てているという現状はよく承知しております。自分の経験上よく分かるのですけれども。

児童虐待防止、子供の虐待を防止するには、子供を助けたければ親を助けなさいという言葉があります。これは、虐待防止の全ての基本なのです。

ですから、保育ソーシャルワーカーの導入というところにもつながっていくのですけれども、特に発達の悩みですとか、家庭の貧困、それから、今言った虐待に関する専門家の早期介入とか支援というのはすごく重要なことであるというのは認識しています。また、そういうことで保育の現場に入ることで、保育士の負担軽減にもつながるといことは認識しております。

子育て支援課の中には、職員の中には、専門的な研修を受けた、こども家庭相談員という資格というか、研修を受けることで持つ資格なのですけれども、職員が複数名おります。私自身も研修を受けているのですけれども、日頃よりそういう相談支援業務を常に行っているんです。それは、保育園から来る相談についてもそうですし、一般的にふだん、お母さん方から来る相談、それから関係機関から寄せられる、虐待に関する相談ですとか通報とか、そういうところにも対応できるような体制は整えております。

ですから、今後も保育園等との連携を強化しながらやっていくのですけれども、保育ソーシャルワーカーの導入については、ちょっと全道でも導入しているところを、私、今回御質問いただいて、探してみたのですけれども、例がないのですので、全国的にどういう取組がなされているかと

か、近隣の市町村の動向なども踏まえながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

保育の現場に専門家が入るといことは、有益であるといことは考えておりますので、そこら辺で御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） いろいろ部分で、子育ての部分、悩みの部分は、いろいろな相談体制も少しずつ拡充されて、何人かいらっしゃるということですので、この部分は、国の制度の中できちっとそういう認定ができれば、それなりの支援が入ってきますので、また、新たにそういう講習会もやっているようですので、ズームで見られて、それをやったということが分かる認定ということで、また、そういう部分では補助金、助成金が入ってくるということですので、その辺はまたしっかりと。計画はつくりました、それから講習を受けましたとなると、二、三年損するということか、そういうことになりますので、いち早く、今はインターネットで何でも調べることができますので、そういう部分では、子育ての御苦勞をこの中では一番知っている方ですので、ぜひこの辺はやっていただきたいと思います。そういうことで、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

次は、こども誰でも通園制度ということで、昨日も同僚議員も質問していただきました。いろいろ答弁、そういう形での一時保育的なものも町としてはやったださっているということ。

保育園は、原則共働きや病気で保育ができないということで、保育が必要な証明書類が必要だということで、この部分は、それが親にとってはずっと何10年も壁っていうか、それでうちの子が保育園に入れないとか、いろいろなケースが今までずっとあったわけです。それが今回は、そういう証明がなくても一時保育できるというような形の、画期的な改革がなされたのではないかと思います。

全てのお子さんということですので、生まれて、ゼロ歳から2歳を含む未園児というか、未就児が、親が働いていなくても、誰でも時間単位で

保育園を利用できる制度だということになっております。本当に縛りが無い、すごくいい点だなと親も思っていると思います。

一つに、育児疲れを感じながら、不安や悩みを抱えている子育て世帯、家庭が多くあり、そういった家庭への支援、リフレッシュできるという。今まで子育てが大変だったのが、ちょっとリフレッシュすることによって、優しいお母さんに戻って幼児教育ができるというか。

また一方で、先ほど課長からもありましたように、待機児童数が解消されつつあるという、園児が減少している保育所の経営も助けるというか、そういう部分では支援が受けられるわけですから、そういう側面もあるというようなことで、社会から孤立した親の参加、育児疲れによる子供への虐待というものが、どうしても疲れてくると、親の思いどおりにならないと、バチッといたりとか、私も心を今痛めているところなんですけど、そうして育てたと思いつつながら、乱暴な言葉で怒ってみたり、脅してみたり、そういうものがまず発見できるというような。

**○議長（木下 敏）** 傍聴者は静かにお願いします。私語をお慎みください。

**○2番（神崎和枝）** これは、こども家庭庁では、子供がいないとちょっと分からない、ちょっとあると思うのですが、社会全体で子供たちを見ていくことで。

こども家庭庁では、子供の虐待死の約半数がゼロ歳児であることを踏まえて、こういうような制度をきちんとすべきであるということで、本当にこども誰でも通園制度は、同僚議員も、いい制度だということで、昨日、しっかり質問して下さっていたのですけれども。

今まで家庭の中で悶々としていた、子供が1日、2日保育園に行くと、先ほどもいろいろあったのですけれども、我が家のひ孫がたまたま行きまして、帰ってきたら玄関で靴をいつもぼーんと放り投げていたのですけれども、それが、園から戻ってきたら靴をきちっと整頓したということで、これはまた親もびっくりです。我が子を誇らしく、やればできる子なのかというふうにして、家族もその話を聞いて喜ぶというような感じで、

自慢話になってしまいますけれども、本当に、ちょっと環境の違うところへ行って、同じ世代の人がそうやると、やるのだなということが感じられて、これはすごくいいことだとも感じております。

保育士の大変さというのは、先ほども課長のほうからもありましたけれども、負担が増えるという、賛否両論がありますが、政府はきちんとそれに対して対応、見直しをしてくれるということですので。

東京で、モデルケースで、文京区で昨年やったということで、申込み開始10分で100人の申込者が予約したということで、ストップしたというぐらい保育のニーズが高い分野だということです。そこで、今から制度設計や提供体制が重要になってくると思いますので、この点につきましても再度伺いたいと思います。

**○議長（木下 敏）** 子育て支援課長。

**○子育て支援課長（川崎恵子）** こども誰でも通園制度の体制の確保というところ、最後の御質問はそういうところかと思いますが、今、待機児童自体は発生していないのですけれども、各保育園では、ほぼ定員に達しているという状況ではあるのです。こども誰でも通園制度を実施するには、まずは受入れ体制の確保というところが大きな課題となると考えています。

こども誰でも通園制度の理念というのは、先ほどおっしゃったように、子供の育ちを応援するため、子供の良質な生育環境を整備するというところもあり、保護者の支援というところもあるのですけれども、まず、そういうところからは、保育の質の確保というのは重要なことなのです。

今、全国で実施されている、東京の文京区もそうですけれども、モデル事業の検証から、国のほうで今後様々な課題が挙がってくるだろうと考えております。そのようなところの情報収集と、それと併せて町内の保育施設との情報共有と、調整を図りながら準備を進めたいと考えております。

いずれにしても、令和8年度には本格実施ということで国は言っております。それに向けて、先ほど受付から10分で100人を超える申込みがあったということで、申込みのための全国共通のシ



システムを国では今つくっているところなのです。それが令和7年度の導入を目指して、これから様々な通知がやってくるのです。それに向けて準備も必要ですし、保育園の受入れ体制も必要ということで、準備は大変なのですけれども、先ほど最初に申し上げたとおり、制度を待ち望んでいる、スタートを待ち望んでいる全ての家庭が使えるように準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 第2期子ども・子育て支援事業計画の成果にしましても、たくさん御答弁をいただきました。たくさんのいろいろな支援をしてきてくださっていたということで。

数字的に、それ以降、出生数はどのように変化されているのか。また、前の部分では、令和2年度の就学前の1,178人から、現在までどのようになっているかと。同じく小学校も統計を取ったときは1,381名でしたが、現在は何名になっているかということ。

また、先ほど教育・保育量の見込みは、待機児童はいないということで、今後もそのような流れでいるのかどうなのか、そこら辺も確認をさせていただきたいと思います。

それと、今、御答弁の中には、いろいろ制度がされているということで、支援事業も話してくださいました中に、ベビーシッター利用という企業が進めていくというような項目も入っているのですけれども、その活用状況はどのようになっているか、分かりましたら。

もう一つは、ファミリーサポート事業も早くからやっていたかと思うのですけれども、状況はどのような形で、何か使い勝手のいいそのようなサポートをしているのか、急に自分が、親が病気で子育てできないというときに、ファミリーサポートですぐ対応していただいて、そんな急なことにも対応してくださっているのかどうなのか、そのようなことも伺いたいです。

第2期の調査のアンケートもやっていたかということですので、まずそのあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） 御質問にありました出生数の変化、推移と、それから、就学前の子供の人数の推移ということなのですけれども、手元に資料がございませんので、こちらのほうは、正確な答弁をしたいので休憩をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

1時50分再開いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時52分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

神崎和枝議員の質問に対する答弁より入ります。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） 貴重なお時間をいただきまして、申し訳ございませんでした。

それでは、答弁してまいります。

まず、1点目の出生数の推移ということでございますが、3年分を今調べてまいりました。令和3年で147人、令和4年度は146人、令和5年度は127人いらっしゃいました。

続いて、就学前の子供の人数の推移ということだったので、第2期の策定時の令和元年度のゼロ歳から5歳の子供の数は1,154人です。それに対しまして、直近の数でいけば、令和6年度の数でいけば1,012人となっております。

続いて、3点目、保育の量の見込みということなんですけれども、第2期の量の見込みについては570人分ということで策定しておりました。第3期の分については、これから策定するものですので、量の見込みについては、今後行われるアンケートですとか、必要量、ニーズを確認して、実際にある施設の保育の枠などもいろいろ考えて、これから見込みをつくるところでございます。

続いて、4点目の御質問、ベビーシッターの利用の状況だったので、ベビーシッターというのは、保育の種類でいけば認可外の保育と

という分野になるのです。ですので、個別にそれぞれやっていると直接申し込む、町を介さないものですから、利用の状況というのは私どものほうでは把握はできておりません。

それから5点目、ファミリーサポートセンターの利活用の件になりますけれども、こちらは、今現在、令和5年度の実績になりますけれども、会員数が、提供会員と依頼会員と、支援を提供する会員と、それから支援を依頼する会員というのがありまして、そちらの人数でいくと、提供会員が55人、それから依頼会員が147人。あとは、提供もできるし、自分も使いたいという、両方の会員ということもあるので、それが22人で、合計で224人いらっしゃいます。

昨年度の依頼件数は110件ありました。内容としては、託児ですとか、それから学校や保育所、習い事への送迎。依頼をする理由については、仕事ですとか親御さん自身の病気ですとか、そういうような理由が大半を占めているということで把握してございます。

以上でございます

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 数的に、預かってほしい人と預かる人ということで、今のところは十分なのか、もっと預かる人を増やさなければいけないとか、そういうところはどうかなのでしょうか、その部分。

それと、急に、それはファミリーサポートのほうで中継みたくしてやってるといことだと思っておりますけれども、そのあたり、体調が急に悪くなって、予定ではなくて急にという、そういう対応もしてくださっている状況なのかどうか、その辺をもう一度、すぐにサポートしていただいているのかどうか、その辺ももし分かったら教えてください。

それと、ベビーシッターのほうで、今、マッチングサイトで何とかかんとかと、いろいろ問題が発生している、そういう状況もありますけれども、そういった場合は、町は関わりは持たないというか、そのあたりの指導というか、それはどのようになっているのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、一気に聞きます。子育てにやさしいまちづくりのための取組というか、全庁で体制を組まなければならないということで、3期に向けて、担当課としてどのような考えを持っているのか、もしありましたらお願いいたします。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） まず、ファミリーサポートセンターの関係で、預かる人と預けたい、使いたい人の人数は、今の人数で十分なのかというような趣旨の御質問だったかと思うのですが、ファミリーサポートセンターの運営自体は、南渡島ファミリーサポートセンターといまして、事務局が北斗市のほうにあって、共同で運営しているのですけれども、そちらの方でも今、会員を増やすための活動というか、チラシを配るとかホームページでPRするとか、預かる側の育成というのがすごい大事なのです。先ほど申し上げたとおり、人数がちょっと少ないのです。そちらを増やすために、今年夏に、提供会員を増やすための講習を実施するのですけれども、そちらのほう今募集していたということで、そういう取組などもやっております。

あと、急に使いたい人が使えるのかということなのですが、ここはあくまでも会員制度ですので、会員の方が使うというような趣旨になっているのです。ただ、個別に御相談というのはお受けしていますので、使えるかどうかというところは分からないですけれども、何か相談があれば、子育て支援課のほうに御相談いただいで、ファミリーサポートセンター以外でも、子供の短期の、一時預かりというんでしょうか、そういうのもありますので、個別の相談は町のほうでも受付しておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、ベビーシッターの関係だったので、マッチングによるトラブルというのは、具体的にどういうものかということはあるのですけれども、こちらは認定外の保育の種別に入るので、町として、どこでどのような業者が、事業所がやってるのか、個別にベビーシッターをやってる方も、個人でやってる方もいらっしゃるのです。そこをどこまで町が把握できるかという

ところの課題はありますので、特に指導とかというところは、町のほうではやっていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） それでは、最後に、先ほど町長に、保留させていただいた、お聞きしたいのですけれども、国民運動として、気兼ねなく、子育て中の方がお休みを取ったり、いろいろなサービスがあるわけですが、それを応援する意識改革といいますか、その部分で何か、特に男性の育休ですよね、役所では今、しっかりそれをやっていただいて、次は企業にも、そういうような子育ての、産後パパというのですか、一緒に子供を育てるってということで、責任を一緒に持つていこうということの対策、そういうものを推し進めていくために、いろいろ御指導もしていければいけないのではないかと思いますけれども、そういったことの対策に対する考えや、また各地で、子育て応援宣言が各地で今やっております。町民みんなで子供の成長を願って、まちづくりをしようという運動も各地でやっておりますので、町独自で、町民運動で、子育て応援するという対策とか考えがあれば、ここで話ししていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 子育て支援につきましては、サービスの支援も大変重要だと考えておりますが、神崎議員がおっしゃるとおり、現在の少子化社会において、次世代を担う子供たちが心豊かに、たくましく生きる力を身につけるためには、子育て世代だけでなく、社会全体が応援するという意識改革が重要であると私も認識しております。

今、発言のありました男性の育児休暇・休業におきましても、現在、私ども役場、職場の中でも、男性職員も取り始めてきているというふうにして、大分その制度も浸透してきているという状況でございます。

町としても、子育て世代に関わる課題に対して、相談や支援体制を充実して、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいりますの

で、今後も御理解、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。  
中川友規議員。

○9番（中川友規） 通告順に質問いたします。

まず1問目、大規模な公共施設の新築、改築、長寿命化工事の具体的な年次計画と、それに対する統括監及び教育監の役割は。

本年度から実施する七飯中学校の長寿命化工事や学校のエアコン整備工事を皮切りに、大中山中学校の長寿命化工事、本町学童保育クラブの改築、ごみ処理施設の延命化工事、体育館の改築、図書館の新築など建設工事がめじろ押しであり、多額の工事費を伴うことから、当然計画的に進めていく必要がある。

一方で町長は、この4月から統括監及び教育監を配置した。この意味合いは、行政の無駄を見直し、不要な支出を削減することは当然のこととして、今年度から着手した大規模工事等の事業費を捻出することを念頭に置いたものと思う。

そこで、次の点について伺いたい。

1、現在の第5次七飯町総合計画の計画期間終了まで2年を切った中で、第6次総合計画策定に向けた取組が進んでいることと思うが、主な建築工事及び事業費の年次計画について。

2、建設工事実施に伴う国等の補助金、起債、一般財源等の財源内訳について。

3、各種事業に対する統括監及び教育監の役割は。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） それでは、1点目からお答えしてまいります。

初めに、第6次総合計画策定につきましては、令和6年度、令和7年度の2か年で進めていくこととしており、令和6度においては、6月中に策定委託業者を選定し、住民アンケートを行うほか、審議会での御意見を伺いながら、議論を進めていく予定となっております。

また、第5次総合計画の進捗状況やアンケート結果等を踏まえ、第6次総合計画に反映させる事業や、その詳細及び事業費等の取りまとめについ

ては、令和7年度中に行う予定となっております。

なお、前段の御質問の中での優先5事業、そして社会教育施設整備事業については、合わせて概算事業費で124億8,900万円、年次計画などについても、令和6年第1回定例会、民生文教常任委員会報告書のとおり報告しているところでございます。

また、この優先5事業と社会教育施設においては、引き続き進捗状況等を議員の皆様へ情報提供してまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

2点目についてお答えいたします。

現時点では、令和6年第1回定例会の予算審査特別委員会に提出した優先5事業の概算事業費、国庫支出金や道支出金の総額、建設事業に伴い発行する町債の総額について財政推計を作成し、議員の皆様へ御説明を申し上げたところでございますが、これに社会教育施設の整備事業についても町外検討委員会の意見を取り入れ、今後、大規模公共施設の建設事業費を加えた財政推計を作成していきますけれども、有利な補助金や起債事業についても、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

そして、3点目になりますが、3点目の、まず、行財政改革担当の統括監につきましては、これまでも行財政改革等の取組として行ってまいりましたが、議員がおっしゃるとおり、行政の無駄を見直し、不要な支出を削減し、大規模工事等の事業費の捻出など、効率的な行財政運営を各課との調整・連携により一層進めるものでございます。

また、公共施設整備担当統括監は、町が現在保有する公共施設の建物について、老朽化の対応も重要な課題でございまして、特に大規模な公共施設の新築、改修、長寿命化工事は、施設の管理部門だけでなく、建築部門との連携が重要となります。

そして、教育監は、中学校の長寿命化や体育館の改築など、教育部局内の各課と町長部局内の各課がより一層連携し、整備を進めていくことが必要であり、配置をさせていただいたところでござ

います。

統括監と教育監には、副町長と教育長を補佐するとともに、大規模な事業などの特定事項について、関係課の調整等統括の役割を担うものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） まず、第5次計画から第6次ということで、令和7年度までにやっていくということですが、まず、第6次の中を進めていくに当たっても、たしかアンケート調査とかをやるということだと思っておりますけれども、これは、目標数値というのですか、どれくらいの回収件数を見込んで、総合計画に反映させるためのアンケート調査を見込んでいるのかということ。

あと、第5次計画策定のときにも、多分同じような流れでやっていると思うのですが、第5次策定のときにアンケート調査なり、その回収数といいますか、それについてはどれくらいでやっているのかということです。

国の補助金関係については、その都度といたらあれですが、いろいろ検討していくということですので、実際いろいろな補助を探してやっていくという、それはそれでやっていただかないと、なかなか町単費ではできないこととなりますので、その辺の動き方をもう少し、なかなか難しいかもしれませんが、補助を取るのかとかという、エントリーできる体制をつくっているというような取組はどういうふうになっているのかということ。

統括監、教育監ということで、副町長だとか教育長の補佐をしていくということですが、統括監、教育監に関しては、監という職が確かに就いて、メリットといえば、課をまたいで指示系統ができるというのはメリットの一つだと思いますが、これまでも財政課でいうと、行政財改革担当というものもあったし、都市住宅課長のほうでも、建築関係となると各課と連携して、これまでもいろいろな公共事業、建ててきましたけれども、やってきたと思うのです。今おっしゃられているような役割というのは、特段変わりがあるのかというのは、ちょっと疑問に思ったもので

すから、その辺についていかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之） それでは、私のほうからアンケートの件数と回収率ということでお答えしてまいります。

第5次の、今回、令和7年度までの総合計画につきましては、計画策定時にアンケート3,000件を配布いたしまして、回収率としては32.3%、これだけあればアンケートとして成立するという回収率でございます。第6次につきましては、今年度、アンケート調査を行う予定でありますけれども、件数としましては、まだプロポーザルで業者も決まっておりますが、現在のところ前回と同じ3,000件のアンケートを実施する予定となっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 統括監兼財政課長。

○統括監兼財政課長（青山栄久雄） 私のほうからは、2点目の公共施設を整備する際の財源確保について、どのような取組体制で行うかということについて答弁させていただきます。

まず、今の優先5事業につきましては、それぞれどこで担当するかというのが明確に定まっておりますので、国庫補助事業につきましては、担当課のほうで、今、合致する国庫補助の制度を利用して建てるということが前提になります。

また、起債については、財政課が主導して、合う財源補助という形での起債を検討します。

残りの一般財源につきましては、予算編成を通しながら、一般財源の確保について種々検討しながら進んでまいりたいと思います。

また、今後予定される社会教育施設整備のほうにつきましては、まだ概算のスケジュールがまだ確定しておりませんが、それまでには詳細な設計を進めながら、そのときに有利な国庫補助があるのであれば、その検討も含めて、全課で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 統括監の役割におきましては、行財政改革担当統括監と、それから、公共施設整備担当ということでございますが、行革担当

の部分は、以前に係も置いていたことがありますけれども、今現在、途中で係というのがなくなりまして、担当課として、財政課の方で行財政改革の委員会だとか、担当はしておりますけれども、より一層、今ある現状の公共施設の在り方だとか運営方法だとかを見直していくということで、一歩進んだ形で行財政改革を進めていきたいということと。

それに当たって、公共施設の、今、中学校だとかの長寿命化を行っておりますけれども、公共施設自体が、皆さんも認識されているとおり、かなり町内の建物が30年、40年超えてきているというような状況の中で、何を残して何を改修していくというような形の、そういう見極めも必要な時期に来ているということでございますので、これまでも行財政改革や公共施設の長寿命化、維持補修なんかは逐次してきているところではございますけれども、今後、もっともっと効率的に行財政改革をしながら、公共施設の利活用もきちっとした形で精査していかなければならないという意味で、全課にわたるものを統括するというような形で、今回重点にさせていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） まず、第5次計画のときにアンケート調査回収率が32%ということで、成立しているのかなという答えだったのですけれども、3,000件で32%ですから、それで町の長期計画といいますか、参考意見として、それで十分なのかと私は思うのですけれども、町側としては、七飯町の総合計画策定に当たっての意見聴取というか、そういう場面で、私からすれば、3,000件の32%、1,000件くらい、1,000件ないです。それで本当に十分だったのかなと。

6次計画のときも同じような考え方で進めていくということだと思っておりますけれども、本当に町の総合計画をつくっていくのに……、結果、これしか集まらなくて、今までやってきたというのは、それはそれではないかもしれません

れども、そもそもそういう大事な計画策定するときに、町としては出しました、回収率は少なかったです。でもアンケートは取りました。だから町はやっていますという形的なものはクリアしてるかもしれませんが、本気で町の総合計画、どうにかしなければならぬと思っているのであれば、回収率をどうやって上げるかということもしっかりやった上で進めていかないと、ただ単にアンケート調査しました。町は町民にお知らせしたけれども来なかった。でもお知らせしてますと言えるというだけで。

現に、ホームページで、第5次計画のときか、町民から意見が来てるものが載ってしまっていて、あれを見ると、そういう意見を聴取するアンケートとか何かをやるときは、もっと知らせるべきだみたいな意見が入っていたのです。それに対して、町の答弁というのは、広報にも載せてる、ホームページにも載せている、そういうので返しているのですけれども、ホームページに載せればいい、広報に載せればいいとか、そうではなくて、載せる目的というのは、回収する、意見を聞くのが目的です。そういうのをちゃんと、ただ形だけ取って、やったというのではなくて、本当に総合計画をもっと町民に周知して意見を吸い取って、町の方向を、やっていくっていう考えがあるのであれば、もっともっと意見を吸い取る仕組みをしっかりとやっていかなければいけないのではないかなということ。

あと、監のほうのあれですけれども、公共施設がたくさん改修があるというのは、これは前から分かっていたことですが、あるから、より一層やるというのはいいのですけれども、今までやってきていたのと同じではないのかと。逆に今までやっていなかったわけではないと思うので、今までだって、例えば都市住宅建設関係の都市住宅課長が、学校でいけば学校教育課長と連携を取りながら大中山小学校だって造ってきたと思いますし、だから、監という役職がそこまで、監ができたからもっとスムーズに行くのだとかというものが少し見えない気がして、3月の議会だとか、その前からも財政でいろいろなお話が出ていたけれども、その中でも、町長は4月から監職が

新しくできるというようなこともおっしゃったりというのもあったので、ただ、緩くない、これをどうにかしていかなければというので、監職を増やして、つくっていくということで、4月からやって、もう二、三か月ですけれども、ある程度これも、監の人たちとどういった考え方を持って、今、行財政改革もしくは建築関係だとか、公共施設の事業に取り組んでいくということを行っているのかというのと。

あと、後から出てくる補正予算の関係だったのですけれども、中身については質問しませんが、中身についてというか、補正予算の一番上、役場庁舎予防保全調査業務委託料594万円というのが、後の一般会計補正で出てくると思うのですけれども、こういったものが出てきますと、公共事業の、今は、5大事業プラス社会教育施設というので、だんだん増えていってしまっているのですけれども、現状でいくと公共施設のそういうものというのは、実際まだまだやらなければならないところがあるのかどうかというのと。この中身については、多分、明日言わなければならないと思うので、答えられる範囲でいいのですけれども。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之） アンケートの件数と回収率ということだったのですけれども、前回に関しましては、作成業者と相談して、3,000件で、30%ぐらいの回収ができれば、アンケート、サンプルとしては有効性があるということでやっていたと思います。

第6次につきましては、今後、アンケート内容も含めまして、予算が決定した後にいろいろ詰めていかなければならないと考えておりますけれども、前回の3,000件が、その件数が妥当なのかという部分と、アンケート内容も含めて、今後いろいろ検討していきたいということと、回収率に関しましては、どれぐらい上げられるかという方策も考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 監職の部分につきましては、行財政改革の部分でいきますと、単純に公共

施設の維持補修だけでなく、町の関係している出先機関も含めて、例えばアップル温泉だとか、あるいは町立の保育所だとか学童保育所だとか、全体を含めて、より効率のよい経営、そういう事業自体の運営も含めて見直しを根本から、全体を見据えて見ていかなければならないということで、これまでも行政改革委員会というのはありませんけれども、それからもっと踏み込んでいかなければ、今後、財政的な部分を考えますと、非常に厳しいことが予測されることから、一歩踏み込んだ形で行財政の見直しを含めて、行財政改革に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、公共施設整備担当の統括監におきましても、先ほども答弁しましたけれども、町内に大分、地域の会館も含めて、小さなものから大きな、例えば文化センターも含めて、これから維持補修、いろいろ手がかかってくる、それからお金がかかってくるというものが大分ありますので、その部分で、このまま継続して施設を運営していくのか、あるいはどこかで廃止ということもあり得るのか、それから、必要なものは必要として、きちんと長寿命化対策を行って、住民サービスのために使っていくとかというものを、これまで以上に一歩進めるという意味で監職を置いたということ。

教育監におきましても、施設関係でいきますと、社会教育施設関係の施設がやっぱり多いものですから、そういう部分で、財政当局と、それから公共施設全体の部分も含めて、その辺の調整を図っていくということで、統括監2名と、それから教育監1名という、この3名でもって、その辺の調整を、全体のバランスを見ながら進めていきたいということで、今回、4月から配置したわけでございます、なかなか一朝一夕にできるとは限らないと思いますけれども、将来を見据えて、きちっと今から対応をしていって、町民の皆さんに心配をかけないように、健全財政を保っていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） もう1回、再質問してもら

えますか。

中川友規議員。

○9番（中川友規） 答弁漏れ、もしくは言えないのであれば明日という部分ですけれども、議案第35号の中身に、役場庁舎の予防保全調査という名目があったので、5大事業のほかだんだん増えていくという、増えるのはしょうがないことですけれども、庁舎の関係だとかも、6次総合計画に入ってくるのかどうか。

○議長（木下 敏） 統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

御質問の、今後、補正の精査に入っていきますけれども、今、質問ありましたので、概略を説明させていただきます。

今回の補正については、以前よりたびたび本議会の中で、役場庁舎なり文化センター、そういう公共施設の老朽化に伴う長寿命化に関する御質問があった経過がありますので、このことに対して町は、今後の第6次総合計画に登載する準備として、今回、予算計上させていただく予定であります。

また、先ほど町長からもありましたけれども、当町の喫緊の課題である優先5事業、また、社会教育施設などを含めると、先ほど町長のほうから答弁しましたけれども、125億円程度見込まれると答弁しております。

この優先事業のほかにも、長寿命化が必要な公共施設、先ほど言いましたけれども、役場、文化センターなりコモン、また、セミナーハウスなども複数ございますので、今回提案させていただく業務内容は、まず、行政サービスの根幹のほか、防災拠点となる最も重要な役場庁舎を、今後、適切に維持管理するため、施設の老朽化に対しても、状況の点検、診断を実施して、その修繕とか補修箇所を洗い出して、その中で優先順位をつけて計画的に工事を進めるための調査内容となっておりますので、御理解のほどお願いします。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） そうなると、第6次総合計

画には、今、5大事業プラス社会教育施設だとかの整備事業のほかに、新たに第6次総合計画においては、公共施設が入ってくるのかと予想がされますけれども、それは分かったのですけれども。

先ほどの総合計画のアンケートというか、そのところだったのですけれども、課長のほうで、契約している業者とのやり取りの中では、30%を超えていれば、有効だろうということで進めてきたということですが、アンケートが有効かどうかというのが目的なのか、七飯町の総合計画を、皆さんからいろんな意見を吸い取ってやっていくというのが目的なのか、どちらのですか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之） 当然、アンケートの有効性というのも大事な部分でありますけれども、できれば個別の意見であるとか、アンケート内容にもよると思うのですけれども、いかに住民の方の意見を総合計画に取り入れるかというのが重要な部分だと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） それであれば、今回、第6次を進めるに当たっては、そういった体制、ただアンケートを取ればいいということではなくて、いろいろな意見をたくさん聞けるような仕組みを取り組んでいくということではよろしいですか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之） 前回の内容も踏まえて、今回どのような内容でアンケートを集めればいいのかという部分と、あとは、意見をどれだけ出していただきやすいものになるのかというところも考慮しながら、アンケートの内容を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） ちょっとあっち行ったりこっち行っちゃったりしていますけれども、町長なりの考えで監を置いて今回進めていくということですが、であれば令和6年度の、例えば事業の見直しだとかといったものだとか、収入をどうやれば上がるとかという、まずスピーディー

にやっていくというので今進めていると思うのですけれども、令和6年度としては、削減だとか増収を見込んで、例えば事業の見直しだとか、新たな収入の事業だとか、どのような考えを持って令和6年は取り組んでいくのか。

要は、政策的なものが何も見えないと、結局、ただ単に監職というのをつくって、職員の方々に財政が緩くないからちゃんと、どうにかしなければならぬと。働いている人たちは皆さん、自分のそれぞれ置かれた立場でやると思うので、そこは町長の新たなポジション、役職をつくって進めていますので、その考え、まず、令和6年度のお考えは、どういう考えで、今それぞれの統括監と教育監に指示というか、お話しをしてやっていくのかを教えていただきたい。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 令和6年度から監職の部分が始まりましたけれども、まずは、今現在、七飯の役場で様々な事業展開している部分の、人員の配置もそうですけれども、予算づけの部分も含めて、予算査定から始まっていますけれども、今までの運営方法を見直すというような形で、これは、これまでも確かに見直しというのは常にやってきているのですけれども、今、町のほうもコロナの3年間があつて、その間では、多少とも町の独自事業があまり進まなかったということもあつて、少し蓄えができたのです。

しかしながら、コロナが明けて、いざスタートといった段階では、様々なものの物価の高騰だとか人件費だとかというようなことで、非常に事業費が高騰になったというような部分で、かなり経済情勢も変わったというようなこともございます。

それに対して、今後どういうふうにとするか、第6次総合計画に進んでいく部分も含めて、今の様々な事業を見直して、そして節減できるところを節減する。あるいは施設の整備であれば、これまでやってきましたけれども、LEDへの切り替えだとか、高熱費だとかというものの節減だとか、そういうものも含めて、施設の経費の節減、それから、また、各種事業における人員の配置だとか人件費の見直しというような形の中で、今年中にどうのこうのということではなくて、今年か



ら次に向けて、行財政改革の方向性をつくっていくというようなことで指示を出しております。

その上で、今回、第1弾としては、先ほど御指摘があった役場庁舎の、今現在、一体どの程度傷んでいるかというようなものも、今の現在値を把握しなければ前にも行けないという部分もあって、そういう意味で、今現在あるハードの部分の建物も、それからソフト事業の部分も含めて、行財政改革というか、見直しをかけて、必要なものは進めていく、必要でないものは例えば廃止していくとか、そういうような意見の交換を統括監を中心に進めていくということで指示をしているところでございまして、これから結びつけていく、第6次総合計画につながるよう進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 6年度は、始めたばかりということですが、すぐやれと言ってもできる簡単なものではないと思うのですが、逆に言うと、ぽつと沸いた話ではないので、特に町長はずっと役場におられて、町長になられてからもう3年目ということですので、2年間町長職としてかじ取りしてきている中で、現実的にぶつかるところではないですか、財政のところとか、そういうところが、その経過があつてからの令和6年度で監職をつくってスタートですから、監職をつくったから、令和6年はそれでいいのではなくて、監職ができたからスタートでというふうにしていかないと、何かをやる、こういう町長の考えがあるから監職をつくって進めていくというのでつくって思うのです。実際、監職をつくったことによって、逆に経費、微々たるものかもしれませんが、役職の関係だとかが出たりとかというのもあると思うのですが、それをつくっても、例えば事業の見直しとか、そういったものを進めていくからつくったと思うのですが、そこら辺が何もない状態です。

さっき町長、アップル温泉だとか町営の保育園だとか町営事業だとか、そういったところの見直しということもさっきおっしゃっていただけ

ども、実際、町の具体的な事業の見直しだとかというのでも指示はされているということですか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 行財政改革という意味では、行革の委員会ということで、これまでも、去年、おとしなんかもずっとやってきておりますけれども、先ほども答弁したとおり、今現在、これまでも歴代の流れで来ている事業なんかも、令和6年度から精査をして、今まで以上に精査をして、事業の進め方とか、例えば施設の運営に関しの見直しだとかというものも含めて、全体的に行革を進めていきたい。これまでも実際はやってきているのですが、そここのところをもう少しスピードを上げていきたいということで指示をしております、特にその中のポイントは、町内全域にございます町内会館も含めて様々な、古くなった公民館とかもございますから、公民館なんかも必要な場所だとか、必要ではないということも無いと思うのですが、人口減少も含めて、どういうふうに整理していくかとか、それから残していった、地域の方々が集まれる場所にしたほうがいいのかとか、そういう部分を含めて、改めて検討していくということで、令和6年度から始めさせていただいたということでございまして、御理解いただきたいと思えます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 町長の政策的な、町長としてのそういう動きが少し見えなかったもので、また堂々巡りになってしまうところもありますけれども、ただ、町長の選挙公報、新聞に載っているものの中にもうたっているのですが、町長自身、行財政改革を実行し、行政サービスの水準を落とすことなく、健全財政化というのをつくっていくということを言っていますので、選挙に出るとき。これはリーフレットとかではなくて、選挙公報で、町の選管で配っているものなので、こういう言葉を載せて、取り組んでいく中で、今までもやってきているそのものをやっていくというよりも、町長としての政策的なものをしっかり打ち出すべきであって、打ち出して、統括監、新しい監職の人たちに対して、こういう考

えでいくから、こうやっていくとかというものをやっていかないと駄目ではないかと。

今までやった大中山小学校だとか藤城小学校だとか、七重小学校だとか、いろいろな結構高額な大型案件をやってきていましたけれども、そもそも監職がなくても副町長が、課をまたぐときには一緒になってやってきたりとか、そういうのもできていましたので、結果的にやってこれていましたので、ただ単に監職をつけて、監職の方々に、結果的には責任の押しつけではないけれども、任せて進めていくというのではなくて、特別職である町長と副町長が責任を持ってこういうものを進めていくのが、かじを取って、指示をして、監職の方々に動いていただくというのが本来あるべき姿かと思うのですけれども、そこと。

あと、これは前回、町長のほうで言っていたのですけれども、公共施設に限らずですけれども、あったらいいものではなくて、なくては困るものを進めていくということですが、捉え方によるのでしょうか、なくては困るものというのは、行政としては当たり前やらなければならないものであって、あったらいいというのは、町の発展につなげるためにあったらいいというものをやっていかなければならないと思うのです。あったらいいものはやらないけれども、なくては困るものを進めていくというのは、本当の最低限の、発展が見えないやり方になってしまうと思うのですけれども、その点についていかがですか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） これまでも大型事業をやってきた中で、監職がなくてもできたというようなお話でございますけれども、これまでは、逆にセクトになりますけれども、3部長を置いて、各課、民生部だとか経済部だとかという形でやってきたのですけれども、今回は、セクトではなくて、課をまたいで、そういうふうにして、特定目的の中で調整・能力を発揮できるというような形で統括監を置かせていただいたというようなことで、これまでのやり方から一歩見方を変えた形での新しい職種という形で、御理解いただきたいと思っております。

それから、あったらいいものよりも、なくては困るものというようなことは、究極のお話でございますけれども、考え方といたしましては、やはり公の施設として責務があるもの、きちっとした住民サービスを確保していかなければならないものというのは、当然そこは確保していくと。

それから、あるいは逆に、民間の力でできるもの、採算性のあるようなものとか、そういうものに関しては民間のほうにお任せするとか、あるいは指定管理者制度という制度を今もやっておりますけれども、公設民営でやるだとか、それぞれの手法を柔軟に考えながら、行財政の方もきちっと確保をしながら、町の今ある、これまで建築してきた施設を、あるものをきちっとは大事に活用できるような形の中で、必要なもの、役割を終えたものというような判断を、きちっと見極めながら、これまでのものをもう一度見直しをかけながら、この令和6年度から進めてまいりたいというような考えで監職を設けて、そういう形の中できちっとした財政基盤を築き上げて、町民の方が求めているものを、きちっと計画どおり進めてまいりたいと考えておりますので。

まずは、去年の図書館の部分での反省点、私も大変皆さんには、町民の皆さんに大変申し訳ないことをしたと考えております。本当に去年の時点では、十分に進められるという判断の下だったのですが、皆様に御説明したとおり、今、事業費をきちっと積算したところが、大分こちら側の思った金額とかけ離れていて、なかなかそこまでは手をつけられなかったということで先送りをしてしまいましたけれども、そういう反省を踏まえて、きちっとした見立てをしながら、その中で監職の職員に十分に精査していただいて、今後の第6次に結びつく総合計画の策定をきちっと進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 大体は分かりました。

1点、2点というか、部制があったからできたという答弁もあったのですけれども、前のときは。けども、部制は、私が議員になって、途中でできているので、その前のときというのは部制

がない状態でも、いろいろな課をまたいでの調整というのをやってこられたというのもありますので、部制があったからできたということではないのではないかと。

かといって、監が駄目だということではないので、ただ、監を設けてやるのであれば、本当はもう少し町長の、先ほど、なくては困るという答弁も、説明いただきましたけれども、そこはまさに、逆に職員、役場の立場として、行政の立場としての説明だと、そのとおりだと思うのですが、そこにプラスアルファのものを提案して進めていくというのは町長しかできないポジションなのです。役場のそれぞれの各担当課の職員の人たちも一生懸命やっているけれども、そこというのは、あくまでも行政の職員という立場で、それこそ最低限住民が困らないようにしなければならないという、考え方の違いというのは絶対出てきますので、そこに対して、町長も一緒になって、職員と同じ感覚でやっていったら、発展していくところが全然見えてこないのです。

そこは町長が、町長になつのですから、町長として、今まで職員として、行政マンではできなかったことというのをしっかり打ち出していくところだと思うのです。そこが、これでやめますけれども、政策的な、町長にしかできないというものを、しっかり監の方々に指示するなり、もしくは各関係課長たちと、町長の思いというのをちゃんと伝えて動いてもらうというのであればいいのですけれども、今だと本当に、ちょっと失礼な言い方ですけども、町長が不在みたいな状況と大した変わらないと思うのです。ちょっと失礼かもしれませんが、そこをしっかりと町長として、この質問に関しては、最後、答弁していただきたいと。

あと、第6次のもも、先ほどアンケートが有効性があるのかというのでやるということまで言ってくれていましたけれども、総合計画という大きなものやっけていくに当たって、そこも踏まえて、七飯町はこうやっていかなければならないのだというものをまとめていく総合計画だと思いますので、ただ計画をつくって、計画をつくるための作業ではなくて、実際にどうあるべきかとい

うものを考えていく。

長期化の計画かもしれませんが、今は1年1年で時代が動いていく状況になりますので、計画をつくっておきながら、おかしな話ですけども、その計画にとらわれて、できないということもないような、世の中の流れと合った動きもしなければならぬという、これは最近の課題だと思いますけれども、そういうのも踏まえてしっかり総合計画をつくるには、やっていただきたいと思うのですが、そこで終わりますので。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 逆に激励いただきましてありがとうございます。私の方も、そういう意味では、今は3年目ということですので、きちんとした色を出しながら進めてまいりたいと思います。

その上で、今年春から各課長と、副町長、統括監を含めて意見交換というか、話し合いをしてきております。そして、庁舎内の情報の共有をしながら、今後、七飯町の今の現状と、次に、未来に向けた、七飯町がどういうふうに進めていくのかというような意見交換をしてきております。

その中で、今現在の七飯町の部分では、どうしても財政的にまだまだ、財政基盤を確保していかなければ、そしてまた、これまで先輩たちが整備していただいた施設も、もう30年、40年たってきて、次に向けてどういうまちづくりにしていくのかということを鮮明にしていかなければならない時期に来ていると考えております。

その中では、大中山小学校のように老朽化して、建て替えという手法もありますけれども、今回進めさせていただいている七飯中学校の長寿化対策、今の中学校をリフォーム、リニューアルして、次の40年つないでいくと。同じ手法で大中山中学校も、そのような形できちっと子供たちのために義務教育施設を残して、快適な学校にしていくという部分の課題もあります。

その中で、町職員全体で今の現状を認識して、次の第6次総合計画策定に向けて、夢のある七飯町のまちづくりを進めていかなければならないと考えておりますので、これについては、今の統括監2名と教育監、そして特別職、町長、副町長、教育長、ここが中心になって職員を引っ張ってい

きたいと考えておりますので、議員の皆様もどうぞ御協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） それでは、2問目に行きます。

赤松街道のケヤキ伐採後の対策について。

昨年の8月に、七飯町松並木環境緑地保護地区に指定されているケヤキの木を伐採し、議会の特別委員会に対し、原因究明、再発防止策、今後の植え替え等、町の今後の考えを示されております。

そこで、次の点について伺いたい。

1、ケヤキの木の伐採後の植え替え等の状況は。

2、現在の赤松街道の管理体制は。

3、今後の赤松街道の構想は。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

3時10分、再開いたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

中川友規議員の2問目の質問に対する答弁より入ります。

環境生活課長。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） それでは、1点目のケヤキの木、伐採後の植え替え等の状況についてでございますが、ケヤキ伐採後の切り株から萌芽更新の確認や補植用の赤松の幼木の選定など、今後の樹木の補植について、庁内関係課、赤松街道を愛する会、北海道開発局函館開発建設部函館道路事務所や関係団体の意見を徴し、協議を行っているところでございます。

2点目の現在の赤松街道の管理体制についてでございますが、従来の函館開発建設部函館道路事務所の管理体制に加え、赤松街道の樹木に関わる相談などがあつた場合、町で策定した環境緑地保

護地区事務取扱と赤松街道を愛する会、函館開発建設部函館道路事務所、町の三者それぞれにおいて、今後の赤松街道の管理体制の強化と、具体的な対応手順を可視化した業務フローに基づき、その樹木の位置、時期、剪定なのか伐採なのかなどを把握し、速やかに町内関係課、赤松街道を愛する会、函館開発建設部函館道路事務所、その他場所や内容により、必要と認める者との情報共有、現地確認を行い、保全か移植または伐採と、補植かの協議の上、申請等の手続を開始することとしております。

3点目の今後の赤松街道の構想についてでございますが、赤松街道沿いの樹木がない箇所への赤松の補植及び樹木が伐採された箇所の補植の推進に加え、保全・維持、周辺緑化・美化等を推進するとともに、各関係機関との連携、こも巻き、こも外しなどの活動などによる、地域の皆様との共同を推進することで、七飯町のシンボル、かつ歴史遺産である赤松街道を守り、次世代へつないでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） まず、ケヤキの木の植え替え、今も協議しているというようなことだつたと思うのですけれども、まだケヤキの木の、当初は、あの木を生かせられれば生かしながらという話もあつたし、もしくは、生かせられないのであれば、代わるものという話もあつたと思うのですけれども、そういうものを植え替えしていく、もしくは特別委員会だとかの中でも、切つた場所ではなくても、赤松街道の中のどこかに植えていくというような案も出されていたと思うのですけれども、まだ何も進んでいないということですか。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） 1点目の、まず、伐採後の状況でございますが、今後は、伐採した跡地に補植を目指していきたいと考えてございますが、いろいろなところの意見を聞きながら、切り株からの萌芽更新というのですか、切つた場所からの、そういうのを確認しながら、もしそういうのも出ているのであれば、萌芽更新を生かして、ケヤキを育てていく。今、現地確認したので

すけれども、なかなか萌芽更新がされていないという状況が先月の末とかに確認してございますので、今後、切り株と切り株の間にどのような樹木を補植するかとか、いろいろな意見を聞きながら町で考え、いろいろな関係団体のお話を聞きながらまとめて、意見がまとまり次第、函館道路事務所に意見を付して、こういう要望でという形で活動していきたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） そうしたら、あの切られた木から、本当は取ってうまくやろうと思ったけれども、それはなかなかできていないという、その状況待ちだったということで、まだ進んでいないということでもよろしいですか。それであれば、そこはしょうがないのですけれども。

赤松街道の、結局、今、赤松街道というのは七飯がメインですけれども、赤松街道は桔梗から来てますよね、峠下までずっとあるのですけれども、そういった意味では、今回切られたことで特別委員会ができたとか、一連の流れがあった中で、赤松街道に対する見直しではないけれども、そういう流れで来たと思うのです。

あれは3月で報告しているのです、そこから、赤松街道の今後の体制づくりとか、例えば国、道が関わるかどうかちょっと分からないですけれども、国だとか道だとか、函館市の一部からずっと赤松街道として連携していかなければならないというふうになっていっているのか、それともただ単に、今までどおり、とりあえず開建と赤松街道を愛する会と三者で、とりあえず何かがあれば集まって話をしましょうとなっている状況なのか。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） 今までも、例えばの函館のほうの桔梗、七飯の外れた函館地区のほうの赤松のいろいろな枯損木とか、剪定とかの場合は、我々職員も函館地区のところで、樹木医と赤松街道を愛する会、道路事務所と集まりながら、現地を見てということはやっていたので、引き続きそれはまた、そういうケースがあれば函館のエリアも我々、赤松街道を愛する会と共

に現地を見ながら対応していくというものでございます。

また、3月の、令和6年第1回定例会の調査特別委員会の報告をいただき、その後、函館開発建設部と我々と赤松街道を愛する会で、先ほどもお答えした中に入っているのですけれども、いろいろなケースで、例えば枯れている木がある場合とか、開発行為とかでちょっと剪定したいとか伐採したい、移植したいと、いろいろケースの相談が出てくると思うので、そういったところのケースに応じたフローチャート、事務の流れ、業務の流れというのですか、事務手続のフローを開建の道路事務所のほうの主導でつくらせていただいて、内容について、七飯町と赤松街道を愛する会の会長と中身を確認して、今後、いろいろな出来事があったら、このチャートに合わせて動きましようということで確認を取ると。今後、覚書を七飯町と開発建設部の道路事務所と覚書を交わす予定もでございます。

この覚書をやることによって、我々も道路事務所も人事異動で人が代わることがあるかと思えますけれども、そういうものを次の方に引き継げるような体制も、覚書に入れながらという形で、今後の事務手続の強化を図っているというのが、まず、3月以降のところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 連携はより取れるように体制はつくっているのかと思えますけれども、何かあったときだとか、そういう体制はよくなったのかなと思うのですけれども。

そもそも赤松街道の在り方、管理は国のほうでやってもらっているのです、ああだこうだと言いつらいと思うのですけれども、実際この松並木が、管理を国に任せ切り、もしくは、国に任せていてもいいのですけれども、国に対して管理体制強化の要望をしていくとか、そういうものも一緒にやっていかないと、ただ単に、何かあったときの体制だけではなくて、このままの管理状態で本当に赤松街道の木が守られていくのかという心配もありますので、そういった意味で国との連携なり、国に対してのお願いというのがちょっと重要

になってくるのかと思うのですが、その点について。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） 今、中川議員のおっしゃるとおりでございますので、そういった意味で、我々も常日頃、開発建設部の道路事務所といろいろと、美化とか周辺の維持管理についても、我々も協力しながらというところと。

我々、報告書を調査特別委員会ですべて出させているのですが、過去、伐採と枯損木で除去した後に、なかなか植樹が思うようにされていないというところもございますので、先ほど説明した覚書にも、函館開発建設部道路事務所と七飯町は協力して赤松街道の長期保全を目的として、老朽化した赤松の代替木などとなる遺伝的要素を引き継いだ赤松を育成するというところで、いろいろと国と七飯町も一緒に、例えば七飯町の町有地に苗床をつくって、補植用に準備したりとかということ、協力体制、管理体制は取っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 分かりました。今後の構想という意味でも、その辺は国にもお願いするものはしていくという、町でもやれるものやっていくということだと思うのですが、それは分かったのですけども。

あと1点だけ、確認だけしたかったのですが、今、赤松街道の松、1本移設しました。移設したものが民地に入って、民地の方がちゃんと管理していただくということで進んだと思うのです。これというのは、例えば10年後、20年後、ずっと先のときに事業者が今やっていると思うのですが、例えば所有者が変わったときに、木を勝手に伐採しないで、町に1回相談してというような覚書というのはしっかり交わしているのですか。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） 今、議員御指摘の鳴川の開発行為により、赤松を移植した法人でございますが、我々と今年の4月26日に、覚書というところで、環境緑地保護地区等内行為の届出

に係る移植した赤松について覚書を交わしてございまして、移植した法人については管理、保護に努める。七飯町は、移植した赤松のこも巻き、こも外しを実施する。3番目として、移植した赤松に関する、その他の行為について、両者協議の上ということで決定すると、覚書を交わさせていただいたので、議員の質問にあるようなことがあった際には、事前に相談を受けるという形で協議する形になってございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） それでは3問目、大川の管理について。

全国的に自然災害が多発している状況であり、町内においても豪雨災害等も発生するなど、他人事ではない状況であります。これまでも災害対策は進めてきているとは思いますが、現状を見ると大川の豪雨時は、国道5号線の橋を越水するまでもう少しと迫ることもありました。

そこで、次の点について伺いたい。

- 1、大川の草木の状況。
- 2、大川の現状の氾濫対策は。
- 3、今後の対策は。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（松本博和） 初めに、土木課からお答えいたします。

1点目についてですが、令和2年度に河川氾濫などの浸水被害防止などのため実施する浚渫事業、緊急浚渫推進事業債が創設され、その事業を活用するため、町内の河川に堆積している土砂や草木の繁茂状況などを調査した七飯町堆積土砂管理計画を令和2年度に策定しております。その後も随時、町内の河川や大川流域における堆積土砂や草木の繁茂箇所の状況をパトロールなどにより確認しております。

2点目についてですが、策定した七飯町堆積土砂管理計画を基に、緊急浚渫推進事業債を活用し、令和3年度から計画的に町内の河川の浚渫工事を実施しております。

なお、大川につきましては、久根別川へ合流する地点から上流に向け、令和4年度と令和5年度に浚渫工事を実施しております。

3点目についてですが、今年度も河川状況を確認しながら、国道5号線から上流側や、堆積土砂や草木が多い箇所での浚渫工事を予定しております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） 私からは、2点目の氾濫対策と3点目の今後の対策について、実際に氾濫が発生しようとしている、もしくは既に発生してしまったような場合における対策・対応についてお答えいたします。

非常に強い雨が降り続き、大雨警報等が発表された場合は、防災行政無線の屋外スピーカーや戸別受信機、公式LINE等で住民への注意喚起を図るとともに、町内の河川を職員が巡回することとなります。同様に、巡回を行う七飯消防署とも情報共有を図りながら、氾濫などの危険が発生しているような場合は、大川の場合ですと、基本的には大中山コモンになりますが、まずはここを自主避難所として開設し、川沿いにある住宅を戸別訪問して、自主避難を促すといった対応になります。

また、さらに大規模な氾濫が予測されるような場合は、自主避難を促すのではなく、高齢者等避難指示などを発令することとなります。

今後の対策としましては、大川沿いの住宅の中でも特に氾濫時の危険性が高いと思われる住宅の住民に対し、戸別訪問の上、戸別受信機の配布や公式LINEの登録をお願いするなど、平常時から氾濫に対する心構えを促すように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） まず、浚渫工事はやってきたということ、多分大川の下の方だと思うのですが、上の方はかなりひどい状況になっているということなので、5号線より上の方が本当にひどい状況になっているので、その辺の浚渫工事とかはいつ頃進めていくのかということ。

周辺の住民への周知だとか、現地確認も含めた中で、これは災害のほうになるのかな、住民周知のほうの現地確認という。河川管理のほうの現地

確認というのは常時やっていると思うので、災害時の住民に対する現地の状況確認だとか、住民への周知の現状というのはどういうふうになっているのか、もう一度伺います。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（松本博和） それでは、お答えしてまいります。

まず、今年度の浚渫工事につきましては、時期を見て可能な限り早急に対応する予定でございます。

また、河川状況のパトロールにつきましても、大雨時や日頃から実施しておりますので、今後も引き続き大雨に備え、危険箇所の把握や河川の支障物等の撤去など、河川の維持に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） 情報防災課のほうでも、大川に沿って上流から下流まで、川沿いの住宅の状況を確認しております。その結果、3軒ほどだと思っておりますけれども、氾濫発生時の危険性が比較的高い、川に近いといいますが、低いところに建っていると思われる住宅がありましたので、こちらに関しては、早急に戸別訪問の上、先ほど申し上げたような注意喚起を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 浚渫工事もなるべく早く、早急にやるということで、ただ、2年前だったか、8月頃だったか、たしかいつも8月、9月とかと、その年によって災害は違うのですけれども、2年前のときで本当に5号線の近くまで来ていたものですから、浚渫工事をやる予定をしているのであれば、なるべく早急に対応していただきたいということ。

あと、住民周知も早急にやるということだったので、やっていただけだと思いますけれども、河川の周りに住んでいる人には、常にそういう意識を持つように、1回だけ言ったからいいとかではなくて、定期的に、大雨の前に連絡できるような仕組みをつくったほうがいいのかなと。

それと、大川自体なのですけれども、大川自体も整備されてからかなりの年数がたっていると思うのです。川自体も、崩れているところはないですけれども、そもそも豪雨災害が増えてきている中、今、日本全体が雨が、どこでも災害が起きていますけれども、雨に耐えられなくなっているのかなと、川自体も古過ぎて。そういう意味でも、浚渫工事でやっていって問題ないとなれば、それはそれでいいのですけれども、そろそろ川の在り方というか、写真では見えないですけれども、横とか、抜本的に見直したとか、1回調べたり調査したり、検討する必要性がそろそろ出てくるのではないかと思うのですけれども、その点について。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（松本博和） それでは、お答えいたします。

まず、大川に限らず、町内の河川のほうは老朽化しているところもございます。今後は、河川改修につきましても、河川の状況を踏まえた上、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） 住民に対する注意喚起なのですけれども、大川に限った話ではないのですけれども、河川の近くにお住まいの住民に関しては、定期的に訪問するなどして、注意喚起をしたいと考えております。

大雨に関しては、ある程度事前に天気予報等で推測できる部分もありますので、そういった危険が迫っているような場合も注意喚起のほうを積極的に行いたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 以上で、一般質問を終わります。

---

日程第3

議案第17号 七飯町水道事業給水条例の一部改正について

---

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第17号七

飯町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件については、令和6年3月6日の本会議において、総務経済常任委員会に付託されたものであります。

閉会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

稲垣委員長。

○総務経済常任委員長（稲垣明美） 委員会報告第7号。

総務経済常任委員会報告書。

令和6年3月6日第1回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和6年5月28日。

七飯町議会議長木下敏様。

総務経済常任委員会委員長、稲垣明美。

記。

1、事件名。

議案第17号七飯町水道事業給水条例の一部改正について。

2、審査の経過。

令和6年3月27日、4月17日、5月13日、28日の4日間、委員会を開催し、上下水道課長の出席を求め、審査を行った。

3、決定及び理由。

(1) 決定。

原案可決。

(2) 理由。

①条例改正の理由。

災害発生時の被害軽減と将来にわたり安心して町水道を利用するためには、水道施設の更新及び耐震化を継続して行う必要があり、更新費用を賄う財源としては、水道料金によることが適正である。

また、将来的な人口減少は避けられないものであり、水道料金の適正化を先送りすることは、将来世代への負担を増すことになる。

なお、現在の水道料金は、昭和59年4月1日より、約40年間改定されていないことから、七飯町水道事業給水条例の一部を改正するものである。



## ②条例改正の内容。

水道料金における改定は、表1のとおりである。

表1、水道料金改定表です。御参照ください。

・一般用の基本水量については、現在の（8立方メートル）から2立方メートル減の（6立方メートル）とする。

また、基本料金のうち、メーター口径13ミリメートルについては「1,250円」から50円を減額し、「1,200円」に、メーター口径20ミリメートルについては「1,400円」から50円減額し、「1,350円」に、メーター口径25ミリメートルについては、「2,800円」から250円増額し、「3,050円」に、メーター口径40ミリメートルについては、「6,700円」から2,300円増額し、「9,000円」に、メーター口径50ミリメートルについては、「1万1,000円」から4,000円増額し、「1万5,000円」に、メーター口径75ミリメートルについては、「2万3,500円」から9,500円増額し、「3万3,000円」とする。

・一般用の従量水量については、現在の「8立方メートル」を超えるから2立方メートル減の「6立方メートル」を超えるとす。また、従量料金については、1立方メートルにつき、現在の「120円」から40円増額し、「160円」とする。

・浴場用の基本料金に変更はないが、従量料金については、100立方メートルを超える1立方メートルにつき「65円」から20円増額し、「85円」とする。

・附則には、改正後の条例の施行日を令和7年4月1日としている。

## ③水道料金の改訂による推計。

・一般家庭（口径20ミリメートル）で、1か月20立方メートルを使用した場合の条例改正前の水道料金は2,840円で、条例改正後は3,590円となり、750円増額となる。

また、条例改正をした場合の増収見込額については、令和5年度決算における水道使用料を用いた推計では、1年間で約9,800万円程度の増

収となる。

## ④水道料金の改定の周知。

水道事業の現状周知等は町広報紙において、令和5年8月号から11月号まで4回にわたり掲載している。

また、地域説明会を令和6年1月から3月の期間で、表2のとおり13回開催している。

その他企業等を訪問し、町民や団体への周知が行われている。

今後、水道料金改定についても、町広報紙や町ホームページ、検針時のチラシ配布において、周知を徹底する予定である。

表2は、水道事業現状等に関する地域説明会の実施状況です。御参照ください。

委員からは、一般家庭における近隣市町との水道料金の比較や水道料金の見直しを行わなかった場合の今後の人口推計による後年時の町民負担について質疑があった。

町から提出された料金改定後の近隣市町との口径ごとの水道料金の比較は表3のとおりである。

また、将来的な人口減少は避けられず、今回、水道料金の見直しを行わなかった場合は、後世に重い負担を強いることが判明した。

表3は、近隣市町との口径ごとの水道料金の比較です。これは料金改定後の表となっております。

今回の水道料金改定において、町より次のとおり発言があった。

昭和59年4月1日から現行の水道料金になっていますが、40年間、水道事業の料金体系の見直しを進めていなかったことに対しておわび申し上げます。今後は、国からの通知にありますとおり、中長期的な経営の基本計画となり、経営戦略の見直し期間であります3年から5年ごとに水道料金の見直しは毎年取組ますが、実際の料金の改定につきましては、町民を初めとする七飯町議会と慎重に協議の上、進めてまいりたいと考えております。

今の事業計画につきましては、今後の10年間の事業の積算でございます。これらに対して必要となる料金・企業債等を総合的に勘案して、水道料金を改定させていただいております。

ただし、今までは公営企業の独立採算の下、経営させていただいておりますが、計画以上に必要となる場合は、事業費に対して一般会計からの繰入れ並びに国庫補助金のほか、さらなる事業の効率化、経費の削減等を踏まえて、今後10年間の事業を実施させていただき、将来世代、特に若い世代に対して最大限の配慮をし、将来の負担を1円でも多く減らすための経営に努めてまいりたいと考えておりますので、このたびの料金改定に御理解いただきますようお願いいたします。

以上のことを留意の上、条例の内容を審査したところ、このたびの水道料金の改定は、災害発生時の被害軽減と水道施設の更新及び耐震化を継続して行うため、また、後世に重い負担を残さないために必要であることから、採決の結果、全員一致で原案のとり可決すべきものと決定した。

附帯意見。

当委員会では、原案のとり可決すべきものと決定したが、委員会の総意として、以下のとおり意見を付す。

約40年間、水道料金の改定が行われなかったため、今回は大幅な値上げを行わなければ後世に重い負担を強いることになり、大変遺憾である。

人口減少が避けられない中、将来世代に一層の負担を残さないためにも、今回の料金改定は致し方ないとの判断に至った。

今後、水道施設を整備するに当たって、国庫補助金や有利な起債等の活用を徹底し、可能な限り経費の圧縮を図ること。また、町の移住・定住施策を通して、人口減少対策を含めた水道事業計画を作成することを強く望むものである。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

委員長、お疲れさまでした。

これより、討論、採決を行います。

議案第17号七飯町水道事業給水条例の一部改正について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第17号七飯町水道事業給水条例の一部改正についての委員長報告は、原案可決であります。

本案について、委員長報告のとおり、原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに決定いたしました。

日程第4

#### 議案第25号 七飯町まちづくり推進条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第25号七飯町まちづくり推進条例の一部改正についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件については、令和6年3月22日の本会議において、総務経済常任委員会に付託されたものであります。

閉会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

稲垣委員長。

○総務経済常任委員長（稲垣明美） 委員会報告第8号。

総務経済常任委員会報告書。

令和6年3月22日第1回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和6年5月28日。

七飯町議会議長、木下敏様。

総務経済常任委員会委員長、稲垣明美。

記。

1、事件名。

議案第25号七飯町まちづくり推進条例の一部改正について。

2、審査の経過。

令和6年3月27日、4月17日、5月13日、28日の4日間、委員会を開催し、政策推進課長の出席を求めて、審査を行った。

3、決定及び理由。

(1) 決定。

原案可決。

(2) 理由。

当委員会に付託された七飯町まちづくり推進条例(以下「条例」という)の一部改正は、条例第5章に規定されている「活力のあるまちづくり推進事業助成制度」について、助成対象団体の明確化及び助成金の返還に関する規定を追加するための改正である。

改正の内容は、第27条(助成対象団体)についての規定を明確化するとともに、第32条を第33条とし、(助成金の返還)に関する規定を第32条として新たに追加するものである。

附則には、改正後の条例の施行日を公布の日からとしている。

委員からは、改正後の第32条第2項において、「助成金の返還に関し必要な事項は、別に規則で定める。」とあるが、その規則についての質疑があった。

町からは、「七飯町まちづくり推進条例施行規則(案)」(以下「規則」という。)の提出があり、追加した規則第23条(助成金の返還)、規則第24条及び規則第25条(違約加算金及び違約延滞金)の規定内容について説明があった。

委員会で協議した結果、規則第17条(助成対象経費及び対象外経費)の規定を厳格化するとともに、規則第18条(計画書等の提出及び審査)第1項第3号に「団体の構成員であることの証明書兼誓約書」を提出する規定、規則第19条の2(現地調査)の規定を新たに追加し、助成金の交付を決定したまちづくり活動事業に関し、必要に応じて現地調査を行うことができるとした。

また、条例可決後に、条例が公布された日をもって規則の一部改正施行期日とすることを確認した。改正後の規則については<資料1>のとおり、(改正箇所を下線記入)である。

以上のことを留意の上、条例の一部改正の内容を審査したところ、活力のあるまちづくり推進事業助成制度の適正な運用をするために、条例の一部改正をしようとするものであり、採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許しま

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

委員長、お疲れさまでした。

これより、討論、採決を行います。

議案第25号七飯町まちづくり推進条例の一部改正について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第25号七飯町まちづくり推進条例の一部改正についての委員長報告は、原案可決であります。

本案について、委員長報告のとおり、原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに決定いたしました。

---

## 延 会 の 議 決

---

○議長(木下 敏) この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに決定いたしました。

---

## 延 会 宣 告

---

○議長(木下 敏) 本日は、これをもって延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時53分 延会

